

伊 佐 市 森 林 整 備 計 画

計画期間 { 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 17 年 3 月 31 日

令和 7 年 4 月 樹 立

鹿 児 島 県
伊 佐 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・ 3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・ 4
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・ 9
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・ 11
- 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・ 14
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・ 41
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・ 41
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 41
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・ 41
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・ 42
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・ 42
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・ 42
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 42

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・・・・・・ 43
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・・ 43
- 3 作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・ 44
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 46

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・ 47
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・・・・・ 47
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・ 49

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・ 50
- 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 50

第2 森林病虫害の駆除及び予防，火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法・・・・・・・・ 51
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）・・・・・・・・ 51
- 3 林野火災の予防の方法・・・・・・・・ 51
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・ 51
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 52

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域・・・・・・・・ 53
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・・ 53
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・・・ 53
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 53

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・ 54
- 2 生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・ 54
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・ 54
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・ 55
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・ 55
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・ 55
- 7 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 55

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

伊佐市は鹿児島県の北端に位置し、北を熊本県、東の山間部を宮崎県と隣接する周囲を山に囲まれた盆地で気象条件は寒暖差の大きい内陸性気候である。

総面積は 39,256ha のうち林野面積は 27,806ha で 71%を占め、国有林が 12,886ha、民有林 14,920ha で民有林は全林野面積の 54%である。民有林 14,920ha の資源構成は人工林 10,233ha、天然林、無立木地等 4,687ha で人工林率 69%と高い率を示しており森林資源に恵まれた地域である。

人工林は市木であるヒノキ（75%）・スギ（22%）が中心であり、35年生以下の保育作業を必要とする林分が10%以上を占めているが、作業路網の整備の遅れから、木材生産機能、公益的機能の低下している林分が多い状況である。

また、市内全域において過疎化による後継者不足・山林所有者の高齢化等から放置森林が多く、森林経営計画を元にした森林施業団地を地域ごとに設定し、市内における森林整備をさらに推進する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、陸域・水域にまたが

り特有の生物種が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林指定やその適切な管理を推進し、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の施設の整備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進する。また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

(3) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

(2) の森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力については、その担い手となる森林組合などの林業事業体を中心に、保育・間伐等の作業を着実に実施できる体制を育成するとともに、本格的な利用期を迎えていること等から、高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また、適切な森林整備を推進していくために、県、市、林業事業体、林業研究グループ、フォレスター、林業普及指導員、森林づくり推進員、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

始良・伊佐地域森林・林業活性化センターを通じて、県、市、林業事業体及び森林所有者、森林管理署等が連携し、森林施業の共同化、林業担い手の育成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

なお、持続可能な森林経営を推進するため、森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者について、森林の施業や経営の委託に関する情報提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業事業体等への施業の長期委託を進める。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均生長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能の発揮、平均伐採齢及び森林の構成等を勘案して、下表のとおりとする。

また、特定苗木などが調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定の検討を行う。

なお、標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採限度として用いられるものであり、当該林齢に達した時点での立木の伐採を促すためのものではない。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	35年	40年	30年	40年	10年	20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して行う。立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法について、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、下流域の人家等も考慮して、適切な伐採区域と1箇所当たりの伐採面積を設定することとし、伐採に制限がない森林であっても10ha以下とすることが望ましい。併せて伐採箇所をモザイク的配置とし、分散に配慮するとともに、保残帯を設け伐採跡地の適確な更新を図ることとする。また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工等を設けるものとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は群状を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐

採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなどの確な更新が図られるよう配慮する。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、社会的条件及び周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。また、集材に当たっては、土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全等を図るため、地域森林計画第４の１（２）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

３ その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、事前に周辺住民や関係者に対し説明等の配慮を十分に行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林及び木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたる育成単層林として維持する森林において行うこととし、採算性が見込まれる人工林伐採跡地については再造林を進めることとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の主要樹種は、地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

また、成長に優れたエリートツリー等の特定種苗や花粉の少ない苗木による造林を推進するため、その増産に努めるものとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当部局等と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

【人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名
人工造林の 対 象 樹 種	スギ、ヒノキ、コウヨウザン、マツ類、 イヌマキ、クヌギ、その他有用樹種

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率性や地位等の社会的条件を踏まえ森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点（平成16年10月鹿児島県林務水産部作成）」を参考にするとともに、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、市林務担当部局等との相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数
スギ・ヒノキ	疎仕立て	1, 500 本/ha
	中仕立て	2, 000～3, 000 本/ha
	密仕立て	4, 000 本/ha
クヌギ	疎仕立て	1, 500 本/ha
	中仕立て	2, 000～3, 000 本/ha
	密仕立て	4, 000 本/ha

(注) 低密度 (1,500 本/ha) 植栽の実施に当たっては、樹冠の閉鎖が遅れ梢殺 (ウラゴケ) の増加が懸念されることなどから、「鹿児島県育林技術指針 (林務水産部令和 5 年 7 月一部改正)」の留意事項を参照するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法については、次のとおりとする。

a 地ごしらえの方法

地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。また、伐採・搬出時に用いる林業機械を地ごしらえ等に活用し、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により、再造林の効率化や低コスト化に努めるものとする。なお、シカの食害のおそれのある箇所については、植栽地の外縁部に高さ概ね 1 m 以内で枝条等を整理できるものとする。

b 植付けの方法

普通苗の植え付けは、植え穴を概ね 30~40 cm 四方、深さ 30cm 程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。また、低密度植栽の導入等による施業の効率化や、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

c 植栽の時期

普通苗は 2 月上旬から 3 月中旬までの春植えを標準としているが、コンテナ苗は幅広い時期に植え付けが可能である。

植え付けの時期については、自然条件等に応じて適切に選定するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内、択伐による伐採跡地においては当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を超えない期間に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木となりうる樹種を対象とする。なお、天然更新の対象樹種については、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
天 然 更 新 の 対 象 樹 種	タブノキ、カシ類、シイ類 等その他詳細については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成 19 年 8 月鹿児島県林務水産部作成）」による。
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ類 等

（２） 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数並びに天然更新補助作業について以下のとおり定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数として、下表のとおりとする。

樹 種	期待成立本数	天然更新すべき立木の本数
2（１）の天然更新の対象樹種	6, 000 本／h a	2, 000 本／h a

注） 1 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の 5 年生時点での期待される成立本数

2 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度 3 以上となる本数

※ 出典：林業技術ハンドブック（社団法人全国林業改良普及協会平成 10 年 7 月）第 10 章広葉樹人工造林の実行

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は下層植生、立地条件、前生樹等を勘案して行うこととし、その標準的な方法について、下表のとおりとする。

区 分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条処理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い、幼稚樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込む。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況より必要に応じて優良芽を 1 株当たり 2 ～ 3 本残すものとし、それ以外はかきとる。

ウ その他天然更新の方法

更新が未了と判断された場合は、速やかに植栽や追加的な更新補助作業を行い、確実な更新を図る。また、天然更新完了の判断基準については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成 19 年 8 月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が 0.5 m 以上、ha 当たりの密度が 2,000 本以上確認された場合に更新完了とする。なお、保安林等の制限林については、その制限に定める施業要件に従い植栽を行うものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に天然更新を図るものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし、IV の 1 の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) によるものとする。

イ 天然更新の場合

2 の (1) によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地での植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を 6,000 本とする。

また、対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

造林に当たっては、次の事項に留意し、森林施業を行うとともに、造林の推進に努めるものとする。

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意する。

イ 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図る。

ウ シカ等による食害のおそれがある地域について、造林樹種の選定にあたり、嗜好性の低い樹種を検討し、併せて、鳥獣被害防護柵等を設置するなど、造林後の食害防止に努めるものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐については、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施にあたっては、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部 令和5年7月一部改正）」に基づき、森林の現況及び経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法、間伐率等を定め行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入の検討に努めるものとする。

なお、間伐の標準的な林齢及び標準的な方法については、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム」（林務水産部 平成18年11月）より、一定の条件で算出したものを目安として下表のとおり示す。

【間伐シュミレーション】

樹種	区 分	間伐時期				標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	18	25	36	53	間伐の方法について以下のとおりとする。 初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。
	樹高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率(%)	27	26	26	27	
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢(年)	22	34	48		平均的な間伐の実施時期の間隔の年数について以下のとおりとする。 標準伐期齢未満の森林： 10年に1回 標準伐期齢以上の森林： 15年に1回
	樹高(m)	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率(%)	27	28	26		
	残存本数(本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25～30%、⑤植栽本数は3,000本、⑥初回間伐前の本数は2,700本、⑦木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

2 保育の種類別の標準的な方法

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて、実施時期及び方法を定め実施する。

【保育の種類別の標準的な方法】

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法
		1～5	6～10	11～15	16～20	
下刈り	スギ・ ヒノキ	年 1 回				下記のとおり
つる切り			2 回			
除伐			1～2 回			
枝打ち			1 回			

《標準的な方法》

下刈り：下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するため、周囲の雑草木類を刈り払うもので、作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて行うものであり、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、5月～9月頃実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、5月～9月にかけて2回刈りを行う。

つる切り：つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として、つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

除伐：除伐は、下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな生長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。除伐は、10～15年生くらいの間に1回ないし2回実施する。

1回目：樹幹がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目：1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

枝打ち：枝打ちは、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

る。実施にあたっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないように適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行うものとする。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針（昭和56年3月鹿児島県林務部作成）」を参照するものとする。

3 その他必要な事項

間伐が十分に実施されていない森林については、台風等の風害の防止に留意し、弱度の間伐率の間伐を繰り返し実施することとする。なお、森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）については、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法等を森林所有者に通知する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。また、林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可能とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。また、保安林及び自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行う。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び分散を図ることとする。なお、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2により定める。

【森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
	45年	50年	40年	50年	20年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林）

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林）の区域を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等の森林又は山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能、土壌保全機能が高い森林等

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防露保安林、防火保安林又は市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所存する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林、原生的な生態系など属地的に生物多様性保全に不可欠な森林等

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観の一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のために必要な森林等。

ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ、発揮される機能であることから、原生的な森林生態系等属地的に発揮されるものを除き、区域設定は行わない。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

イ 施業の方法

施業の方法として、以下のとおり定める。

① 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

② 快適環境形成機能維持増進森林

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

③ 保健文化機能維持増進森林

憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行うこととし、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下、「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、上記①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね２倍以上の林齢を以下のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。なお、上記①から③に掲げる森林の区域のうち、以下の伐期齢の下限に従った森林施業及びその他の森林施業を推進すべきものを別表２に定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
	７０年	８０年	６０年	８０年	２０年	４０年

(3) 公的機関による森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

公社営林など公的機関による森林施業が行われている森林を別表 1 により定める。

イ 施業の方法

水源涵養機能等の維持増進を図りつつ、必要に応じて木材等林産物を供給するため、適切な保育・間伐等を推進する。

なお、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表 2 により定める。

【公的機関による森林施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
	60 年	70 年	50 年	70 年	20 年	30 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域(木材等生産機能維持増進森林) 及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

また、木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表 1 により定める。

なお、シイタケ原木用として利用するクヌギ林について、別表 3 により別に定める。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

該当なし

【別表 1】

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位面積：ha

森林の所在地域	区域	面積
大口地区	1～158 林班 ただし、本表中 2、3、4、5、6 及び別表 3 は除く	13,932.73
菱刈地区	1～85 林班 ただし、本表中 2、3、4、5、6 及び別表 3 は除く	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位面積：ha

森林の所在地域	区域	面積
大口地区	別表 4 のとおり	506.04
菱刈地区	別表 4 のとおり	

3 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位面積：ha

森林の所在地域	区域	面積
大口地区	別表 5 のとおり	32.31
菱刈地区	別表 5 のとおり	

4 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位面積：ha

森林の所在地域	区域	面積
菱刈地区	21-ウ-12、21-ウ-130	22.69

5 その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位面積：ha

森林の所在地域	区域	面積
—	—	—

6 公的機関による森林施業を推進すべき森林

単位面積：ha

森林の所在地域	区域	面積
大口地区	別表 6 のとおり	282.04
菱刈地区	別表 6 のとおり	

7 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位面積：ha

森林の所在地域	区域	面積
大口地区	1～158 林班 ただし、本表中 2、3、4、5、6 は除く	14,076.85
菱刈地区	1～85林班 ただし、本表中 2、3、4、5、6 は除く	
うち、特に効率的な施業が可能な森林		
大口地区	138-エ-8、138-ク-2・183・184	15.29

【別表 2】

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1 伐期の延長を推進すべき森林※ 1

単位面積：ha

森林の所在地域	森林の区域	面積
大口地区	別表 1 の 1 のとおり	13,932.73
菱刈地区	別表 1 の 1 のとおり	

土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1 長伐期施業を推進すべき森林※ 2

単位面積：ha

森林の所在地域	森林の区域	面積
大口地区	別表 1 の 2、3、5 のとおり	538.35
菱刈地区	別表 1 の 2、3、5 のとおり	

2 複層林施業を推進すべき森林

(1) 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）※ 3

単位面積：ha

森林の所在地域	森林の区域	面積
	該当なし	

(2) 択伐による複層林施業を推進すべき森林※ 4

単位面積：ha

森林の所在地域	森林の区域	面積
菱刈地区	別表 1 の 4 のとおり	22.69

(3) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

単位面積：ha

森林の所在地域	森林の区域	面積
	該当なし	

公的機関による森林施業を推進すべき森林

1 長伐期施業を推進すべき森林※ 5

単位面積：ha

森林の所在地域	森林の区域	面積
大口地区	別表 1 の 6 のとおり	282.04
菱刈地区	別表 1 の 6 のとおり	

- ※1 伐期の延長を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、第4の1(1)イに示す伐期齢（標準伐期齢に10年を加えた林齢）以上の林齢とする。
- ※2 長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、第4の1(2)イに示す伐期齢（標準伐期齢の2倍以上に相当する林齢）以上の林齢とする。
- ※3 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）として指定した区域については、伐採率を70%以下とする。
- ※4 択伐による複層林施業を推進すべき森林として指定した区域については、伐採率を30%（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものは40%）以下とする。
- ※5 公的機関による森林施業を推進すべき森林において、長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、第4の1(3)イに示す伐期齢（標準伐期齢の2倍から10年を減じた林齢）以上の林齢とする。

別表3 クヌギ林(大口地区)

単位面積: ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
001	イ	036		0.21	019	ア	251	ア	0.13	039	エ	043		0.03
001	イ	044	ア	0.63	019	ア	251	イ	0.37	042	オ	039		0.12
001	イ	088	ア	0.06	019	ア	252		0.04	065	ア	012	イ	0.58
003	ア	128		0.11	019	ア	253		0.35	066	ア	017		0.55
003	ア	129		0.61	022	ア	004	イ	0.02	066	キ	012	イ	0.16
004	ア	027		0.14	022	ア	005		0.02	067	イ	003		0.5
004	ア	038		0.49	022	ア	007	エ	0.1	071	イ	031	ア	0.01
006	ア	047		0.11	022	ア	108	イ	0.05	071	イ	031	ウ	0.08
006	ア	048	イ	0.5	025	ア	025		0.14	071	イ	032	ア	0.02
006	ア	073		0.69	025	ア	026		0.09	073	ア	010		0.04
007	ア	009	ウ	0.08	025	ア	028		0.17	074	イ	003		0.2
007	イ	008		0.44	025	ア	029		0.17	074	イ	004		0.05
007	イ	019	ア	0.34	025	ア	030		0.04	079	ア	011	ア	0.01
008	ア	079		1.02	025	カ	026		0.41	079	ア	012		0.1
008	ア	086		0.32	025	キ	008		0.06	079	ア	016	ア	0.04
008	ア	087		0.31	026	ア	054	ウ	0.47	079	ア	040		0.06
009	ア	031		0.39	027	ア	072		0.36	079	イ	026		0.08
009	ア	032		0.37	027	ア	076		0.33	079	イ	027		0.02
009	ア	033		0.17	028	イ	037		0.08	079	イ	028		0.04
009	ア	034		0.28	030	イ	068		0.13	079	イ	050		0.15
009	ア	061		0.22	030	ウ	059		0.12	079	イ	051		0.1
009	ア	064		0.38	030	ウ	060		0.08	079	カ	004		0.42
010	ア	033		0.23	030	ウ	067	イ	0.18	079	ク	014		0.06
010	ア	173		0.26	030	ウ	176		0.52	079	ケ	005		0.12
011	ア	095	イ	0.06	030	ウ	185		0.02	079	ケ	006		0.06
011	ア	107		0.06	030	カ	072		0.14	079	ケ	007		0.04
012	ア	006		0.14	030	カ	088		0.36	079	ケ	014		0.04
012	ア	007		0.15	034	イ	044		0.14	079	ケ	015		0.1
012	ア	010		0.09	034	イ	053		0.15	079	ケ	016		0.3
012	ア	023		0.36	034	イ	057	ア	0.14	079	サ	033		0.17
012	ア	087		1.53	034	イ	129		1.05	079	サ	034		0.05
012	ア	090		0.07	034	イ	163	ウ	0.05	079	サ	035		0.1
012	ア	091		0.46	034	イ	200		0.07	079	サ	036		0.12
013	イ	051		0.06	034	イ	204		0.02	079	サ	039		0.03
013	エ	043		0.12	034	イ	205		0.01	080	ケ	027		0.09
014	ア	031		0.17	034	イ	206		0.03	082	オ	041		0.63
014	ウ	006		0.15	035	イ	152		0.09	083	ア	012		0.06
014	ウ	007		0.04	035	イ	153		0.02	083	ア	014		0.08
015	イ	007		0.19	035	イ	154		0.2	083	エ	010		0.65
015	イ	009		0.08	035	イ	252		0.14	083	オ	015		0.04
015	キ	189		0.24	035	イ	254		0.09	084	ア	007	イ	0.03
015	ク	013		0.04	035	イ	255		0.04	084	ア	010		0.11
015	ク	015		0.04	036	ウ	009		0.03	084	ア	039		0.13
015	ク	016		0.03	036	ウ	010		0.04	084	ア	047		0.1
015	ク	018		0.13	036	エ	038		0.15	084	オ	031		0.1
015	ク	019		0.1	036	エ	039		0.11	085	エ	010		0.14
015	ク	020		0.1	036	オ	010		0.04	085	エ	011		0.04
015	ク	023		0.1	036	オ	011		0.09	085	エ	012		0.02
018	ウ	009		0.04	036	カ	004		0.11	085	エ	030		0.01
019	ア	067	イ	0.08	037	ア	012	ア	0.08	085	キ	001	ア	0.08
019	ア	070	イ	0.13	037	ア	015		0.11	085	キ	003		0.03
019	ア	070	ウ	0.12	037	カ	007		0.02	086	ア	039		0.13
019	ア	070	エ	0.12	037	カ	008		0.16	086	ア	049		0.09
019	ア	098	ア	0.03	037	カ	020		0.06	086	ア	050		0.04
019	ア	163	イ	0.03	038	エ	027	ウ	0.26	086	ウ	028	ア	0.16
019	ア	248		0.34	038	エ	027	エ	0.12	087	ア	004		0.09
019	ア	249		0.55	039	エ	036	イ	0.09	087	ア	008		0.05
019	ア	250		0.46	039	エ	037		0.31	087	ア	009		0.05

別表3 クヌギ林(大口地区続き)

単位面積: ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
087	ア	011		0.06	095	イ	024	イ	0.06	104	オ	032	イ	0.67
087	イ	014		0.05	095	イ	025		0.22	104	オ	032	エ	0.81
087	イ	021		0.04	095	イ	026		0.01	104	オ	037	イ	0.21
088	ア	008		0.34	095	イ	033		0.18	104	オ	038		0.11
088	イ	053		0.06	095	イ	037		0.2	104	カ	049	イ	0.1
088	イ	054		0.04	095	イ	052		0.62	104	カ	069		0.04
088	イ	055		0.03	095	イ	055		0.09	104	カ	070		0.13
088	イ	060		0.4	095	イ	061		0.11	105	ウ	064		0.13
088	ウ	013		0.05	096	イ	023		0.9	105	エ	039	ア	0.11
088	ウ	018		0.13	096	ウ	062		0.36	105	エ	040		0.1
088	ウ	019		0.06	097	ア	010		0.19	105	サ	020		0.1
089	イ	003		0.04	097	ア	011		0.39	105	サ	021		0.07
089	ウ	009		0.16	097	ア	012		0.59	105	サ	022		0.05
089	コ	012	ウ	0.08	097	ア	026	ア	0.18	105	シ	008		0.11
090	ア	047		0.08	097	ア	026	イ	0.04	105	シ	017	イ	0.07
090	ア	063		0.19	097	ア	031		0.13	106	イ	006	イ	0.05
090	ウ	038		1.13	097	ア	034		0.1	106	イ	046		1
093	ア	051		1.08	097	ア	035		0.16	106	イ	047	イ	0.23
093	ア	062		0.56	097	ア	036		0.1	106	イ	068		0.17
094	ア	001	イ	0.17	097	ア	059		0.87	106	イ	143		0.07
094	ア	006		0.06	097	ア	060		0.31	107	イ	007		0.92
094	ア	026		0.16	097	ア	069		0.5	107	イ	027		0.31
094	ア	027		0.18	098	ア	001	イ	0.52	107	イ	101		0.28
094	ア	051		0.34	099	イ	063		0.03	107	イ	123		0.12
094	ア	058		0.59	099	イ	064		0.11	107	エ	020	イ	0.08
094	ア	061		0.59	099	イ	065		0.2	107	オ	010		0.05
094	ア	071		0.52	099	ウ	028	ア	0.11	107	オ	017		0.37
094	ア	072		0.59	099	ウ	047		0.14	107	オ	018		0.24
094	ア	075		0.5	099	ウ	048		0.02	107	オ	038		0.08
094	ア	077		0.16	099	エ	077	イ	0.02	107	コ	049		0.05
094	ア	082		0.32	100	ア	005		0.11	108	ア	006	ア	0.07
094	ア	084		0.14	100	ウ	008		0.05	108	ア	006	イ	0.08
094	ア	087		0.07	100	ウ	009		0.14	108	ア	006	ウ	0.08
094	ア	130		0.29	101	ア	014		0.18	108	イ	048		0.15
094	ア	139		0.09	101	ウ	028		0.05	108	ウ	017		0.3
094	イ	003		0.82	101	ウ	029		0.03	108	ウ	018		0.46
094	イ	011		0.3	102	ア	030		0.2	108	エ	054	ア	0.1
094	イ	012		0.13	102	ア	034		0.19	108	エ	078		0.12
094	イ	013		0.08	102	ア	087		0.2	112	ア	020		0.02
094	イ	014		0.04	102	ア	088		0.03	112	ア	021		0.02
094	イ	015		0.12	102	ア	089		0.03	112	ア	097		1.71
094	イ	016		0.07	102	ア	090		0.06	112	ア	098		2.53
094	イ	025		0.29	102	イ	002		1.08	112	ア	110		0.06
094	イ	032		0.56	102	イ	020		1.3	112	ア	114		0.1
094	イ	033	ア	0.78	102	イ	022		0.36	112	ウ	035		0.04
094	イ	035		0.3	102	イ	023		0.15	112	ウ	055		0.28
094	イ	042		0.26	102	イ	024		0.17	113	イ	029		0.06
094	イ	043		0.1	102	イ	025		0.35	113	イ	043		0.28
094	イ	047		0.55	102	イ	035		0.39	113	イ	050		0.05
094	イ	049		0.26	102	イ	040		0.23	113	イ	057		0.24
094	イ	056		0.57	102	イ	042		0.04	113	カ	020		0.84
094	イ	057		0.37	102	イ	043		0.05	113	カ	024	ウ	0.11
095	ア	010		0.29	102	イ	044		0.12	113	カ	024	エ	0.01
095	ア	021	ア	0.06	104	エ	015		0.23	113	カ	024	オ	0.05
095	ア	059		0.76	104	オ	004	イ	0.39	113	カ	037	ア	0.07
095	イ	001		0.15	104	オ	011		0.26	113	カ	037	イ	0.09
095	イ	017		0.03	104	オ	016	イ	0.66	114	ア	053		0.09
095	イ	019		0.04	104	オ	022	イ	0.12	114	ア	063		0.07
095	イ	020		0.04	104	オ	023		0.23	114	イ	007		0.48

別表3 クヌギ林(大口地区続き)

単位面積: ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
114	イ	008		0.06	125	ア	003		0.45	148	ア	089		0.03
114	イ	018		0.5	126	ア	001	ア	0.37	148	ア	091		0.02
114	ウ	004		0.3	126	ア	027		0.69	148	ウ	033	イ	0.77
114	ウ	009		0.42	126	ア	031		0.23	149	ア	020		0.26
114	ウ	036		0.03	126	ア	032		0.38	149	イ	019	イ	0.11
114	ウ	037		0.07	126	ア	064		0.05	151	エ	004		0.02
114	オ	003		0.26	126	オ	004		0.45	152	エ	013	ア	0.42
114	オ	044		0.22	127	ク	032	ア	0.18	152	カ	031		0.63
114	オ	046		0.09	129	ウ	004		0.05	152	カ	032		0.05
114	オ	049		0.11	129	ウ	030		0.12	154	イ	032		0.12
114	カ	047		0.04	129	エ	045	イ	0.2	154	イ	033		0.18
114	キ	003		0.19	131	ス	019		0.04	154	イ	034		0.15
114	キ	012		0.13	132	ケ	020		0.03	155	ア	001		0.04
114	キ	019		0.06	133	ウ	027		0.08	155	ア	002	エ	0.11
114	キ	027		0.05	134	イ	036	イ	0.04	157	ア	070	ア	0.1
114	キ	028		0.2	134	ウ	007		0.11	157	ア	107		0.01
114	キ	029		0.85	134	ク	034	イ	0.37	157	ア	130		0.27
117	ア	103		0.43	135	ア	010	ア	0.07	158	ア	062		0.09
117	ア	144		0.19	135	エ	009		0.02	158	ア	230	イ	0.19
117	ア	166		0.35	135	エ	013	イ	0.08	158	ア	250	ウ	0.04
117	ア	227		0.22	135	エ	014		0.07	158	ア	277		0.07
117	ア	259		0.1	135	エ	018		0.11	158	イ	020		0.22
118	ア	025		0.36	135	エ	021		0.04	158	イ	042	イ	0.05
120	ア	022		0.07	136	ソ	016		0.03	158	イ	046		0.13
120	イ	008		0.08	137	イ	015		0.05	158	イ	057		0.08
120	イ	011		0.05	137	イ	050		0.08					
120	ウ	021		0.12	137	イ	051		0.04					
120	エ	015	ア	0.53	138	ク	031		0.08					
120	エ	019		0.08	138	ク	086		0.06					
121	カ	029		0.04	138	ク	092		0.04					
122	ウ	025		0.08	138	ク	096		0.36					
122	ウ	034		0.1	138	ク	101		0.07					
122	オ	012	イ	0.19	138	ク	102		0.71					
122	カ	004		0.47	138	ク	103		0.1					
122	カ	010		0.41	138	ク	141		0.76					
123	エ	015		0.02	138	ク	190		0.16					
123	カ	004		0.27	138	ク	251		0.04					
123	ク	001	イ	0.06	139	オ	009		0.62					
123	ク	035	イ	0.07	140	ウ	016	イ	0.13					
123	ク	036		0.07	140	ウ	035	イ	0.06					
123	ク	037		0.13	141	エ	014	オ	0.57					
123	ク	038		0.02	143	ケ	031		0.22					
123	ク	039		0.01	143	ケ	055		0.03					
123	ク	040	ア	0.06	143	ケ	056		0.03					
123	ケ	009		0.04	143	ケ	057		0.03					
123	ケ	017		0.1	143	ケ	058		0.03					
123	ケ	040		0.02	143	ス	033		0.12					
123	ケ	048		0.42	143	タ	005		0.11					
123	ケ	049		0.3	143	ツ	004		0.04					
123	コ	010		0.04	143	テ	109	イ	0.1					
124	ウ	009	イ	0.02	144	エ	014		0.44					
124	ウ	013		0.01	144	エ	015		0.03					
124	ウ	014	イ	0.01	145	エ	004	イ	0.02					
124	ウ	015	イ	0.01	145	エ	005	イ	0.09					
124	ウ	016	イ	0.04	145	エ	006		0.01					
124	ウ	023	イ	0.02	146	ウ	004		0.14					
124	ク	044	エ	0.38	146	ウ	005		0.14					
124	ク	045	ア	0.04	148	ア	053		0.4					
124	ク	046		0.1	148	ア	061		0.08					

別表3 クヌギ林(菱刈地区)

単位面積: ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
004	ア	044		0.78	25	ウ	75	ア	0.11	37	ア	16		0.14
007	ア	117	イ	0.09	25	ウ	76		0.02	37	イ	1		0.01
008	エ	002		0.07	25	ウ	78		0.11	37	イ	23		0.05
008	キ	043		0.15	25	ウ	79		0.09	37	イ	41		0.19
008	ク	023	イ	0.27	25	ウ	81		0.41	37	キ	10		0.06
008	ク	082		0.06	25	ウ	84		0.18	37	サ	7		0.15
008	ク	122		0.07	25	ウ	86		0.16	37	サ	9	ア	0.09
009	ア	010		0.02	25	ウ	87		0.02	37	サ	9	イ	0.04
009	ア	015		0.03	25	ウ	88		0.14	37	サ	10		0.25
009	ウ	015		0.13	25	ウ	89		0.09	37	サ	11		0.01
009	ウ	016		0.06	25	ウ	90		0.05	37	サ	12		0.01
009	ウ	023		0.02	25	ウ	92		0.08	37	サ	26		0.12
010	オ	002		0.14	25	ウ	93		0.06	37	サ	28	ウ	0.12
010	キ	010		0.09	25	ウ	94		0.38	37	ス	23	イ	0.33
010	ク	004		0.04	25	ウ	95		0.11	37	セ	21		0.03
010	ク	033		0.25	25	ウ	96		0.05	37	チ	55		0.01
010	ケ	025		0.02	25	ウ	97		0.16	37	テ	33	イ	0.77
010	ケ	026		0.07	25	ウ	98		0.13	37	テ	47		0.12
010	ケ	027		0.05	25	ウ	99		0.01	37	ト	30		0.21
011	カ	027		0.08	25	ウ	100		0.01	37	ト	39	イ	0.88
012	イ	016		0.05	25	ウ	101		0.02	38	イ	25		0.02
012	エ	001		0.03	25	ウ	102		0.01	38	イ	28		0.01
012	エ	002		0.1	26	ウ	5	イ	0.16	38	イ	29		0.12
012	エ	005		0.05	27	イ	46		0.05	38	イ	34		0.16
012	エ	006		0.77	27	イ	52		0.14	38	ウ	76		0.14
012	エ	015		0.45	27	イ	55		0.21	38	オ	33		0.3
012	エ	019	ア	0.52	27	イ	60		1.01	38	カ	14		0.03
012	カ	017		0.8	27	ウ	2	ア	0.16	39	エ	1		0.01
012	カ	023		0.08	27	ウ	11	ウ	0.1	41	ア	55		0.41
012	カ	028		0.11	27	ウ	11	エ	0.02	41	ウ	7		0.03
013	ア	009		0.13	29	ア	1	ア	0.08	43	イ	11	ア	0.04
013	ウ	012	イ	0.23	29	ア	1	イ	0.04	43	イ	11	イ	0.08
013	ウ	037		0.3	29	ア	1	ウ	0.05	43	イ	11	ウ	0.12
015	エ	003		0.02	29	ア	2	ア	0.12	43	イ	40		0.06
015	エ	017		0.92	29	ア	2	イ	0.01	43	コ	35		0.09
015	エ	019		0.01	29	ア	3		0.07	44	ア	72	イ	0.17
015	カ	004		0.1	29	ア	34		0.13	44	ア	73		0.01
015	カ	009		0.42	29	エ	5		0.49	44	ウ	5		0.06
015	カ	023	ア	0.96	29	エ	6		0.4	44	エ	17		0.05
015	キ	007	イ	0.12	30	ア	44		0.13	45	イ	66		0.05
015	キ	009		0.13	30	ア	46	ウ	0.11	45	イ	70		0.1
015	ク	089		0.53	30	イ	10	エ	0.05	45	ウ	7		0.05
016	ア	046	ウ	0.29	30	ウ	17	ア	0.25	45	ウ	8		0.04
018	イ	008	ア	0.31	30	ウ	34		0.05	45	ウ	11		0.22
018	イ	008	イ	0.18	30	ウ	35		0.03	45	オ	59	ア	0.02
018	イ	009	ア	0.09	30	エ	35	イ	0.29	45	オ	60		0.24
018	ク	021		0.15	30	エ	45	イ	0.11	46	ウ	2		0.06
018	ク	022		0.05	31	ア	20		0.17	46	ウ	3		0.13
021	ウ	055		0.16	31	ア	91	ア	0.06	46	キ	10		0.15
021	ウ	119		0.34	31	ア	91	イ	0.06	46	ク	30		0.06
021	ウ	120	イ	0.04	32	ア	39		0.23	46	ク	32		0.05
023	エ	085	イ	0.28	35	ア	20		0.12	47	エ	12	ア	0.36
023	キ	020		0.02	35	ア	21		0.01	47	キ	23		0.02
025	ア	108		0.1	35	ア	22		0.04	47	ク	12		0.13
025	ア	111	ア	0.06	35	ア	39		0.04	48	ウ	9		0.16
025	ア	111	イ	0.03	35	ア	110		0.05	48	ウ	22	イ	0.1
025	ア	111	ウ	0.17	35	ア	111		0.21	48	オ	36		0.43
025	ウ	074		0.13	35	ア	114		0.06	49	ア	93		0.02

別表3 クヌギ林(菱刈地区続き)

単位面積 : ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
049	ㄗ	094		0.08	74	イ	29		0.01
049	イ	094		0.37	74	イ	30		0.1
049	イ	095		0.02	76	ㄗ	17		0.04
050	ㄗ	016	イ	0.02	76	イ	156	イ	0.2
050	ㄗ	015		0.03	76	イ	170	イ	0.11
050	ㄗ	018		0.01	77	ㄗ	5		0.34
052	ㄗ	012		0.26	79	ㄗ	3	イ	0.08
053	イ	050		0.07	79	ㄱ	180		0.07
053	イ	055		0.02	79	ㄱ	249		0.12
053	イ	056		0.06	80	イ	21		0.02
053	イ	076		0.07	80	ㄱ	4		0.05
053	イ	078		0.11	80	ㄱ	7		0.06
053	イ	080	イ	0.1	81	ㄗ	44		0.05
053	ㄱ	017		0.25	81	ㄗ	48		0.02
054	イ	036		0.26	81	ㄗ	50		0.02
054	イ	037		0.09	81	ㄗ	51		0.05
054	イ	038		0.06	81	イ	13		0.03
054	イ	039		0.62	81	イ	34		0.7
054	イ	041		0.03	81	ㄱ	55		0.13
055	ㄗ	024		0.23	81	ㄱ	72	イ	0.14
059	イ	060		0.32	82	ㄗ	7	A	0.22
059	イ	197		0.22	82	ㄗ	7	B	
059	イ	199		0.33	82	ㄗ	8		0.07
059	イ	202		0.46	82	ㄗ	40		0.07
059	イ	204		0.03	82	ㄱ	117		0.34
059	イ	205		0.01	82	ㄱ	118		0.06
060	ㄗ	076		0.05	82	ㄱ	119		0.15
061	ㄗ	097		0.17	82	ㄱ	120		0.02
062	ㄗ	009		0.11	82	ㄱ	121		0.02
062	ㄗ	010		0.28	82	ㄱ	122		0.08
062	ㄗ	028		0.11	82	ㄱ	123		0.05
062	ㄗ	035		1.38	82	ㄱ	310		0.15
062	ㄗ	068		0.04	82	ㄗ	11		0.04
062	ㄗ	152		0.08	82	ㄗ	13		0.06
062	ㄗ	154		0.11	83	イ	129	イ	0.11
063	ㄗ	032		0.33	83	ㄱ	36		0.1
063	ㄗ	060		0.06	84	イ	1		0.13
063	ㄗ	134		0.24	84	イ	37	ㄗ	0.12
063	ㄗ	135		0.02					
063	ㄗ	136		0.13					
063	イ	120		0.09					
063	イ	121		0.12					
063	イ	122		0.1					
063	イ	123		0.13					
063	イ	124		0.07					
063	イ	125		0.16					
066	ㄗ	046		0.66					
066	ㄗ	115		0.5					
068	ㄗ	004		0.31					
069	ㄗ	012	イ	0.44					
069	ㄗ	030		0.14					
069	ㄗ	193		0.15					
070	ㄗ	057		0.07					
071	ㄗ	093	イ	0.33					
073	ㄗ	007		0.1					
074	ㄗ	017		0.03					
074	ㄗ	037		0.04					
074	イ	028		0.06					

別表 4 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（大口地区）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
001	オ	002		0.5	015	イ	014		0.05	023	ウ	016	ウ	0.54
002	イ	057		0.49	015	イ	016		0.05	023	ウ	018		0.14
002	イ	058		0.27	015	イ	035		0.02	023	エ	068		0.35
003	ア	020		0.31	015	イ	036		0.07	025	エ	007		0.11
003	ア	023		0.06	015	イ	037		0.05	025	エ	008		0.02
003	ア	024		0.14	015	イ	038		0.15	025	エ	016	ア	0.32
003	ア	025		0.15	015	ケ	016	ア	0.4	025	エ	016	イ	0.1
003	ア	026		0.03	015	ケ	016	イ	0.02	025	エ	016	ウ	0.2
003	ア	027		0.1	015	ケ	018	ア	0.19	025	オ	001	ア	0.11
003	ア	029		0.28	015	ケ	018	イ	0.03	025	オ	001	イ	0.04
003	ア	030		0.04	015	ケ	019	ア	0.22	025	オ	002		0.01
003	ア	031		0.05	015	ケ	019	イ	0.06	025	オ	003		0.45
003	ア	034		0.47	015	ケ	020	ア	0.07	025	オ	004		0.1
003	ア	035		0.03	015	ケ	020	イ	0.03	025	オ	005		0.02
003	ア	036		0.08	015	ケ	021	ア	0.04	025	オ	143		0.64
003	ア	037		0.31	015	ケ	021	イ	0.01	025	オ	152		0.62
003	ア	039		0.83	016	イ	027		0.12	025	オ	156		1.82
003	ア	053		1.95	016	イ	028		0.32	025	オ	157		0.07
003	ア	056		0.99	016	イ	029		0.06	025	オ	158		0.06
003	ア	057		0.31	016	イ	030		0.39	025	オ	159		0.08
003	ア	059		0.06	016	ウ	004		0.61	025	オ	168		0.7
003	ア	068		0.12	016	ウ	005		0.27	025	カ	006		0.82
003	ア	069		0.04	017	イ	002		0.71	025	カ	033		0.82
003	ア	070		0.07	017	イ	003		0.05	025	カ	034		0.77
003	ア	073		0.04	017	イ	004	ア	0.31	025	キ	004		0.18
003	ア	074		0.27	017	イ	004	イ	0.09	025	キ	006		0.34
003	ア	075		0.36	017	イ	014	ア	0.13	025	キ	044		0.39
003	ア	076		1.14	017	イ	014	イ	0.04	027	ア	125	ア	2.62
003	ア	079		0.14	017	イ	015	ア	0.1	027	ア	125	イ	0.06
003	ア	082		0.13	017	イ	015	イ	0.02	028	ア	001		0.1
003	ア	083		0.29	017	イ	016	ア	0.27	028	ア	018		0.08
003	ア	085		0.26	017	イ	016	イ	0.1	028	ア	019		0.04
003	ア	099		0.25	017	イ	017		0.83	028	ア	020		0.07
003	ア	100		0.49	017	イ	018	ア	0.03	028	ア	021		0.11
003	ア	104		0.04	017	イ	018	イ	0.04	028	ア	022		0.16
003	ア	112		0.04	017	イ	019	ア	0.09	028	ア	023		0.14
003	ア	113		0.03	017	イ	019	イ	0.04	028	ア	024		0.21
003	ア	135		0.18	017	イ	019	ウ	0.06	028	ア	025		0.04
003	ア	136		0.22	017	イ	019	エ	0.08	028	ア	026		0.05
008	ア	007		0.29	017	イ	052		0.18	028	ア	027		0.06
008	ア	008		0.03	017	イ	119	ア	0.08	028	ア	028		0.16
008	ア	010		0.19	017	イ	119	イ	0.12	028	ア	029		0.01
008	ア	011		0.69	018	ウ	004		0.08	028	ア	030		0.11
008	ア	012		0.01	018	ウ	005		0.41	028	ア	031		0.06
008	ア	057		0.1	018	ウ	006		0.06	028	ア	032		0.05
008	ア	108		0.41	018	オ	012		0.47	028	ア	033		0.02
008	ア	113		0.61	023	イ	029		0.15	028	ア	034		0.02
008	ア	116	ア	0.5	023	イ	030		0.03	028	ア	035		0.01
008	ア	116	イ	0.09	023	イ	031		0.1	028	ア	037		0.01
009	ア	098		0.52	023	ウ	008		0.16	028	ア	038		0.01
009	ア	099		0.13	023	ウ	009		0.12	028	ア	039		0.01
009	ア	100		0.2	023	ウ	010		0.07	028	ア	040		0.02
011	ア	059		0.47	023	ウ	011		0.11	028	ア	041		0.02
012	ア	015	ア	0.08	023	ウ	012		0.35	028	ア	042		0.01
012	ア	015	イ	0.07	023	ウ	013		0.28	028	ア	043		0.02
012	ア	016	ア	0.11	023	ウ	014		0.06	028	ア	044		0.01
012	ア	016	イ	0.03	023	ウ	015		0.04	028	ア	045		0.02
013	エ	048		0.24	023	ウ	016	ア	1.69	028	ア	046		0.02

別表4 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（大口地区続き）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
028	ア	047		0.01	037	イ	009	ア	0.23	044	ア	084		0.31
028	ア	048		0.01	037	イ	009	イ	0.26	044	ア	085		0.21
028	ア	049		0.01	037	イ	009	ウ	0.22	044	ア	086		0.51
028	ア	050		0.01	037	イ	010		0.1	044	ア	087		0.41
028	ア	051		0.1	037	イ	011		0.13	044	ア	088		0.27
028	ア	052		0.14	037	イ	012		0.12	044	ア	118		0.14
028	ア	061		0.42	037	イ	013		0.21	044	ア	119		0.08
028	イ	084		0.08	037	ウ	002	ア	0.28	044	ア	120		0.09
030	ウ	022		0.02	037	ウ	002	イ	0.14	044	ア	121		0.12
030	ウ	024		0.03	037	ウ	004		0.03	044	ア	122		0.24
030	ウ	025		0.02	037	ウ	006	ア	0.26	044	ア	141		0.11
030	ウ	033		0.04	037	ウ	006	イ	0.18	044	ア	142		0.02
030	ウ	036		0.02	037	エ	006		0.04	046	ア	001	ア	0.29
030	ウ	071		0.25	037	エ	007	ア	0.17	046	ア	001	イ	0.08
030	ウ	151		0.02	037	エ	007	イ	0.03	046	ア	001	ウ	0.24
030	ウ	159		5.25	037	エ	008	ア	0.27	046	ア	002		0.17
030	ウ	160		0.38	037	エ	008	イ	0.02	046	ア	003		0.16
030	ウ	161		0.04	037	エ	012		0.02	046	ア	004	ア	0.24
030	ウ	162		0.39	037	エ	013	ア	0.03	046	ア	004	イ	0.12
030	ウ	163		0.24	037	エ	013	イ	0.03	046	ア	056		0.71
030	ウ	164		5.17	037	エ	013	ウ	0.03	046	ア	057		0.71
030	ウ	166		4.77	038	ア	017	ア	0.04	046	ア	058		0.38
030	ウ	167		4.39	038	ア	017	イ	0.16	046	ア	059		0.37
030	キ	020		0.05	038	ア	017	ウ	0.21	046	ア	060		0.29
030	キ	021		0.03	038	イ	020		0.42	046	ア	061		0.44
030	キ	022		0.09	041	ア	006	ア	0.11	046	ア	085		0.13
030	キ	023		0.12	041	ア	006	イ	0.08	046	ア	086		0.96
030	キ	271		0.12	041	イ	017		0.22	046	ア	087		0.7
030	ケ	365	ア	0.28	041	イ	072		0.08	046	ア	088		0.29
030	ケ	365	イ	0.13	041	イ	075		0.21	046	ア	089		0.28
030	ケ	365	ウ	0.04	041	イ	077		0.23	046	ア	090		0.5
032	ア	045		0.81	041	イ	078		0.51	046	ア	110		0.85
032	ア	052		0.37	041	イ	079		0.18	046	ア	111		0.03
034	イ	006		0.04	041	イ	080		0.38	046	ア	112		0.94
034	イ	007		0.08	041	イ	081		0.23	046	ア	113	ア	4.12
034	イ	012		0.09	041	イ	082		0.14	046	ア	159		0.03
034	イ	013		0.1	041	エ	005	ア	0.14	046	ア	160		0.1
034	イ	020		0.24	041	エ	005	イ	0.02	046	ア	161		0.03
034	イ	058		0.04	041	エ	024	ア	0.69	046	ア	162		0.03
034	イ	075		0.01	041	エ	024	イ	0.02	046	ア	169		0.11
034	イ	076		0.02	041	エ	039	ア	0.05	046	ア	170		0.02
034	イ	077		0.02	041	エ	039	イ	0	046	ア	171		0.1
034	イ	078		0.01	041	エ	048	ア	0.04	046	ア	172		0.17
035	イ	053		0.09	041	エ	048	イ	0.06	046	ア	173		0.13
035	イ	054		6.19	041	エ	049		0.02	046	ア	174		0.09
035	イ	074		0.14	041	オ	003	ア	0.61	046	ア	175		0.11
035	イ	149		0.33	041	オ	003	イ	0.04	046	ア	176		0.01
035	イ	187		0.01	041	オ	018		0.01	047	ウ	004	オ	0.53
035	イ	188		0.01	041	オ	019		0.01	049	ア	001		0.14
035	イ	189		0.04	042	ア	004		0.3	049	ア	002		0.07
035	イ	190		0.02	044	ア	049		0.43	049	ア	003		0.02
035	イ	191		0.37	044	ア	050		0.38	049	ア	004		0.03
035	イ	193		0.01	044	ア	051		0.46	049	ア	005		3.39
035	イ	203		0.03	044	ア	052		0.22	049	ア	006		2.19
037	イ	007	ア	0.03	044	ア	053		0.42	049	ア	008	オ	0.38
037	イ	007	イ	0.08	044	ア	076		0.38	049	ア	014		0.01
037	イ	008	ア	0.12	044	ア	077		0.14	049	ア	016		0.01
037	イ	008	イ	0.02	044	ア	083		0.45	049	ア	017		0.02

別表4 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（大口地区続き）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
050	ア	001		0.35	077	ア	001		0.45	083	ア	010	ア	0.2
050	ア	003		0.03	077	ア	002		2.3	083	ア	010	イ	0.04
050	ア	004		0.02	077	ア	003		3.14	083	イ	007		0.23
050	ア	005		0.1	077	ア	004		0.26	083	イ	010		0.07
050	ア	007		0.08	077	ア	005		0.08	083	イ	020		0.01
050	ア	009		5.41	077	ア	006		0.92	083	イ	021		0.01
050	ア	010	コ	1.8	077	ア	007		0.06	083	ウ	067		0.7
050	ア	010	ソ	6.71	077	ア	010		0.03	083	エ	012	ア	0.17
050	ア	011		7.75	077	ア	014		0.35	083	エ	012	イ	0.04
050	ア	014		0.22	077	ア	015		0.07	083	エ	024		0.03
050	ア	015		0.16	077	ア	021		0.18	083	エ	025		0.17
050	ア	017		0.05	077	ア	022		0.45	083	エ	033		0.11
050	ア	018		0.03	077	ア	023		0.75	083	エ	035		0.1
050	ア	020		0.22	077	ア	024		1	083	エ	039		0.26
051	ア	001		2.66	077	ア	027		0.55	083	エ	040		0.14
051	ア	004		0.2	077	ア	029		0.08	083	エ	042		0.24
051	ア	007		5.79	077	ア	031		0.03	083	エ	043		0.27
051	ア	012		0.09	078	ア	023		0.42	083	エ	044		0.39
051	ア	013		0.05	080	ア	019		0.04	083	エ	046		0.52
051	ア	014		0.23	080	ア	020		0.2	083	エ	053	ア	0.06
058	ア	001		9.32	080	ア	021		0.38	083	エ	053	イ	0.07
058	ア	005		0.13	080	エ	002		0.02	083	エ	054		0.03
058	ア	010		0.1	080	エ	017		0.04	083	エ	055	ア	0.46
058	ア	011		1.52	080	エ	018		0.32	083	エ	055	イ	0.04
058	ア	015		0.23	080	ク	031		0.22	083	オ	001		0.11
058	ア	017		0.47	081	ウ	030		0.67	083	オ	013		0.03
058	ア	020		0.96	081	ウ	031		0.05	083	オ	016		0.02
060	ア	050		3.2	081	ウ	033		0.09	083	オ	019		0.19
060	ア	064		0.24	081	エ	034		0.13	083	オ	020		0.1
061	ア	012		0.03	081	エ	043		0.03	083	オ	024	ア	0.19
061	ア	061		0.7	082	ウ	006		0.05	083	オ	024	イ	0.04
066	エ	019		1.51	082	ウ	007		0.26	083	オ	025		0.03
066	オ	004		0.32	082	エ	002		0.21	083	オ	027		0.13
067	イ	020		0.05	082	エ	004		0.08	083	オ	028		0.23
067	イ	023		0.09	082	エ	007		0.02	083	オ	029		0.04
067	イ	029		0.21	082	エ	009		0.23	083	オ	030		0.02
068	ア	001		0.76	082	エ	011		0.16	083	オ	031		0.02
068	ア	010		4.41	082	エ	012		0.44	083	オ	032		0.2
068	ア	041		0.96	082	エ	015		0.34	083	オ	034		0.02
068	ア	042		2.5	082	エ	016		0.39	083	オ	035		0.03
068	ア	045		0.43	082	エ	017		0.71	083	オ	036		0.12
068	ア	047		0.05	082	エ	018		0.16	083	カ	002	ア	0.15
075	イ	107		0.27	082	オ	003	ア	0.31	083	カ	002	イ	0.03
076	ア	032		0.05	082	オ	003	イ	0.05	083	カ	003	ア	0.08
076	ア	034		0.47	082	オ	025		0.24	083	カ	003	イ	0.08
076	ア	035		0.07	082	オ	029		0.26	083	カ	004	ア	0.08
076	ア	057		0.01	082	オ	050		0.04	083	カ	004	イ	0.28
076	ア	061		0.1	082	オ	052		0.15	083	カ	006		0.35
076	ア	062		0.46	082	オ	056		0.09	083	カ	007		0.06
076	ア	063		0.15	082	コ	019		0.1	083	カ	009		0.05
076	ア	064		0.19	083	ア	002		0.21	083	カ	010		0.57
076	ア	110		0.04	083	ア	004	ア	0.06	083	カ	011		0.09
076	ア	111		0.06	083	ア	004	イ	0.12	083	カ	013		0.12
076	ア	112		0.31	083	ア	005	ア	0.04	083	カ	017		0.59
076	ア	119		0.11	083	ア	005	イ	0.06	083	カ	019		0.08
076	ア	130		0.06	083	ア	006		0.08	083	カ	020		0.12
076	ア	131		0.14	083	ア	009	ア	0.03	083	カ	021		0.37
076	ア	132		0.04	083	ア	009	イ	0.01	083	カ	022		0.14

別表 4 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（大口地区続き）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
083	カ	024		0.18	088	ウ	073		0.04	111	ア	097		0.1
083	カ	025		0.51	088	ウ	074		0.19	112	ア	006		0.22
083	カ	026		0.15	088	ウ	075		0.15	112	ア	011		0.04
083	カ	034		0.03	088	ウ	076		0.07	112	ア	014		0.14
083	キ	004	ア	0.03	088	エ	079		0.06	112	ア	018		0.2
083	キ	004	イ	0.03	088	エ	080		0.02	112	イ	017		0.45
083	キ	005		0.06	090	イ	016		0.21	112	イ	019		0.13
083	キ	010		0.89	100	ア	002		0.28	112	イ	020		0.21
083	キ	016		0.2	100	ア	007	ア	0.58	113	イ	060		0.13
083	キ	018		0.08	100	ア	007	イ	0.85	113	イ	076		0.14
083	キ	021		0.08	100	ア	007	ウ	0.79	113	イ	077		0.12
083	キ	023		0.1	100	ア	007	エ	1.01	113	エ	017		0.26
083	キ	026		0.08	100	ア	060		0.23	113	エ	019		0.14
083	キ	027		0.09	101	ア	020		0.1	113	オ	005		0.43
083	キ	035		0.02	101	ウ	008		0.34	113	オ	009		0.37
083	キ	036		0.02	101	ウ	022		0.33	113	オ	011		0.09
083	キ	038		0.01	104	ア	013		0.09	113	オ	018		0.23
083	キ	039		0.03	104	オ	017		0.53	113	オ	019		0.24
083	キ	041		0.21	104	オ	035		0.07	113	オ	021		0.13
083	キ	043		0.01	105	サ	006		0.24	113	オ	022		0.19
083	キ	044		0.06	105	サ	007		0.14	114	ア	035		0.05
084	イ	019		0.05	105	サ	010		0.15	114	ア	036		0.16
084	イ	020		0.09	105	サ	011		0.17	114	ア	059		0.06
084	イ	021		0.01	105	サ	012		0.12	114	ウ	047		0.21
084	イ	022		0.03	105	サ	013		0.15	114	ウ	048		0.31
084	イ	023		0.09	105	サ	014		0.13	114	エ	017		0.49
085	コ	057		0.11	105	サ	015	ア	0.02	114	オ	021		0.03
085	コ	058		0.03	105	サ	015	イ	0.01	114	オ	025		0.08
085	サ	007		0.09	105	サ	016	ア	0.17	114	カ	059		0.46
085	サ	011		0.11	105	サ	016	イ	0.03	115	イ	003		0.68
085	サ	012		0.07	105	サ	018	ア	0.09	115	エ	031		0.06
085	サ	016		0.01	105	サ	018	イ	0.01	118	ウ	001		0.36
085	サ	021		0.03	105	サ	024	ア	0.23	118	ウ	031	ア	0.41
085	サ	023		0.03	105	サ	024	イ	0.01	118	ウ	031	イ	0.18
085	サ	025		0.05	105	サ	045	ア	0.22	118	ウ	032		0.06
085	サ	026		0.01	105	サ	045	イ	0.03	119	イ	019		0.16
085	シ	001		0.75	105	サ	046		0.13	121	キ	015		0.26
085	シ	005		0.11	105	サ	047		0.13	121	キ	018		0.23
085	シ	009		0.13	105	サ	048		0.09	121	キ	020		0.33
085	シ	014		0.08	105	サ	049		0.12	122	カ	027		0.18
085	シ	017		0.68	105	サ	050		0.09	122	ケ	002		0.76
085	シ	018		0.51	105	サ	051		0.07	122	ケ	037		0.62
085	シ	019		0.16	105	サ	052		0.1	122	ケ	040		0.5
085	シ	021		0.11	105	サ	053		0.08	122	コ	020		0.45
086	ウ	003		0.45	105	サ	054		0.14	123	エ	035		0.35
086	ウ	011		0.42	105	サ	080	ア	0.12	123	エ	041		0.16
088	ウ	007		0.14	105	サ	080	イ	0.03	123	カ	001		0.13
088	ウ	008		0.05	106	イ	141		0.11	124	イ	009		0.09
088	ウ	009		0.04	108	ウ	035		0.03	124	イ	015		0.01
088	ウ	011		0.02	108	エ	075		0.01	124	イ	016		0.02
088	ウ	014		0.18	108	エ	076		0.02	124	イ	027		0.1
088	ウ	015		0.06	108	エ	077		0.02	126	ア	002		0.24
088	ウ	016	イ	6.21	110	イ	020		0.06	126	ア	042		1.19
088	ウ	021		0.04	111	ア	063		0.32	126	ア	062		0.02
088	ウ	029		0.05	111	ア	075		0.16	126	エ	005		0.04
088	ウ	064		0.31	111	ア	092		0.01	126	エ	006		0.04
088	ウ	068		0.08	111	ア	093		0.05	126	エ	020		0.62
088	ウ	069		0.19	111	ア	094		0.12	126	エ	036		0.06

別表4 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（大口地区続き）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
127	オ	004		0.01	131	チ	006		1.13	136	ク	006		0.27
127	オ	015		0.21	132	ア	005		0.12	136	ク	007		0.32
127	オ	016		0.03	132	カ	001		1.07	137	ウ	066		0.08
127	オ	020		0.66	132	カ	004	ア	0.4	137	ウ	072		0.01
127	オ	021		0.04	132	カ	004	イ	0.12	137	エ	024		0.12
127	カ	014		0.1	132	カ	004	ウ	0.02	137	エ	031		0.42
127	ク	010		0.07	132	カ	005	ア	0.62	137	ク	011		0.08
130	オ	023		0.12	132	カ	005	イ	0.12	138	エ	004		0.25
130	オ	025		0.32	132	カ	009	ア	0.27	138	エ	016		0.83
130	オ	029		0.24	132	カ	009	イ	0.03	138	エ	018		0.86
130	オ	030		0.07	132	カ	011		0.44	138	エ	025		2.15
130	オ	032		0.14	132	カ	013		0.32	138	エ	026		0.24
130	オ	036		0.33	132	キ	005		0.21	138	エ	030		0.12
130	オ	037		0.19	132	キ	013		0.28	138	カ	016		0.9
131	イ	044		0.03	132	キ	020		0.24	138	ク	015		0.46
131	イ	062		0.12	132	キ	022	ア	0.12	139	オ	020		0.01
131	イ	063		0.08	132	キ	022	イ	0.03	139	オ	021		1.17
131	エ	024		0.2	132	キ	023		0.03	139	オ	022		0.03
131	エ	027		0.13	132	コ	008		0.2	139	キ	007		0.39
131	エ	028		0.15	132	コ	023		0.07	139	キ	008		0.09
131	エ	029		0.07	132	コ	026	ア	0.18	141	オ	008		0.73
131	エ	030		0.12	132	コ	026	イ	0.37	141	オ	016		0.02
131	オ	002		0.05	133	ウ	015		0.59	142	ウ	002		0.11
131	カ	009		0.04	134	ウ	035		0.49	143	ウ	060		0.11
131	カ	013		0.04	134	ウ	037		0.09	143	ウ	062		0.04
131	カ	016		0.08	134	ウ	038		0.07	143	オ	010		0.41
131	カ	017	ア	0.07	134	ウ	043		0.01	143	オ	011		0.47
131	カ	017	イ	0.02	134	エ	013		0.07	143	オ	014		0.01
131	カ	017	ウ	0.01	134	エ	014		0.1	143	オ	015		0.09
131	カ	018	ア	0.86	134	エ	015		0.06	143	オ	017		0.04
131	カ	018	イ	0.09	134	エ	016	ア	0.03	143	オ	019		0.02
131	カ	018	ウ	0.29	134	エ	016	イ	0	143	カ	012		0.03
131	カ	018	エ	0.17	134	エ	017		0.06	143	カ	013		0.04
131	カ	018	オ	0.04	134	エ	018	ア	0.05	143	カ	014		0.03
131	カ	022		0.41	134	エ	018	イ	0.02	143	カ	015		0.01
131	カ	023		0.07	134	エ	019		0.15	143	ク	001		0.06
131	カ	024		0.25	134	エ	021	ア	0.04	143	ク	002		0.03
131	ケ	001	ア	0.03	134	エ	021	イ	0.01	143	ク	003		0.04
131	ケ	001	イ	0.15	134	エ	022	ア	0.03	143	ク	004		0.05
131	ケ	007	ア	0.34	134	エ	022	イ	0.01	143	ク	006		0.03
131	ケ	007	イ	0.47	134	エ	023	ア	0.02	143	ク	007		0.03
131	ケ	007	ウ	0.3	134	エ	023	イ	0.01	143	ク	008		0.05
131	ケ	007	エ	0.17	134	オ	004		0.03	143	ク	009		0.04
131	コ	025		0.04	134	オ	005		0.05	143	ケ	024	ア	0.05
131	コ	026		0	134	カ	014		0.12	143	ケ	024	イ	0.57
131	シ	005		0.06	135	エ	012		0.2	143	ケ	076		0.31
131	シ	007		0.03	135	エ	028		0.03	143	シ	007	ア	0.07
131	シ	008		0.02	135	エ	029		0.1	143	シ	007	イ	0.01
131	ス	013		0.05	135	エ	036		0.08	143	シ	010		0.25
131	ス	018		0.24	135	エ	037		0.06	143	シ	016		0.82
131	ス	041		0.14	135	エ	038		0.06	143	シ	022		0.12
131	ス	042		0.06	136	ア	012		0.04	143	シ	024	ア	0.04
131	ス	047		0.13	136	ア	013		0.15	143	シ	024	イ	0.04
131	ス	051		0.06	136	ア	014		0.08	143	セ	006		0.05
131	ス	053	ア	0.04	136	ア	019		0.02	143	セ	007	ア	0.17
131	ス	053	イ	0.04	136	ア	020		0.01	143	セ	007	イ	0.14
131	ス	054		0.08	136	ア	022		0.01	143	ソ	019		0.02
131	ス	057		0.06	136	ア	028		0.1	143	ソ	022		0.02

別表 4 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（大口地区続き）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
143	ソ	023		0.04	151	ウ	041		0.33
143	ソ	024		0.04	151	ウ	046		0.08
143	ソ	026		0.07	151	ウ	047		0.12
143	ソ	027		0.03	151	ウ	048		0.22
143	タ	011		0.02	151	ウ	049		0.02
143	タ	012		0.03	151	ウ	050		0.21
143	タ	013		0.02	151	ウ	051		0.53
143	タ	014		0.06	151	ウ	052		0.02
143	タ	016		0.08	152	ア	036		0.2
143	タ	022		0.15	153	イ	071		1.29
143	ツ	001		0.15	155	ア	022		0.13
143	ツ	002		0.03	155	ア	027		0.1
144	イ	016		0.11	155	ア	033		0.17
145	オ	005		0.14	155	ウ	009		0.23
145	オ	006		0.1	155	カ	015		0.06
145	カ	017		0.16	155	カ	016		0.2
145	カ	018		0.27	157	ア	061		0.85
146	ケ	003		0.16	157	ア	074		0.15
146	ケ	027		0.24	158	ア	037	ア	0.3
147	ウ	014		0.02	158	ア	045		0.23
148	ア	017		0.1	158	ア	046		0.51
148	ア	022		0.02	158	ア	048		0.46
148	ア	038		0.29	158	ア	049		0.05
148	ア	041		0.71	158	ア	050		0.13
148	ア	043		0.68	158	ア	054		0.06
148	ア	076		0.07	158	ア	124		0.09
148	ア	077		1.01	158	ア	125		0.08
150	カ	008		5.27	158	ア	126		0.09
150	カ	011		0.03	158	ア	127		0.59
150	カ	038		0.81	158	ア	128		0.09
150	カ	047		0.05	158	ア	129		0.57
150	キ	001		0.79	158	ア	217		0.12
150	キ	009	ア	0.92	158	ア	258		0.02
150	キ	009	イ	0.12					
150	キ	009	ウ	0.17					
150	キ	011		0.31					
150	キ	012		0.28					
151	ア	004		0.08					
151	ア	005		0.17					
151	イ	006		0.6					
151	イ	016		0.15					
151	イ	017		0.08					
151	イ	031		0.02					
151	ウ	005		0.06					
151	ウ	006		0.69					
151	ウ	008		0.52					
151	ウ	009		0.26					
151	ウ	010		0.55					
151	ウ	020		0.36					
151	ウ	022		0.07					
151	ウ	023		0.18					
151	ウ	025		0.07					
151	ウ	026		0.04					
151	ウ	028		0.3					
151	ウ	029		0.18					
151	ウ	033		0.35					
151	ウ	040	ア	0.15					
151	ウ	040	イ	0.19					

別表 4 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（菱刈地区）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
008	ㇿ	002		0.21	026	イ	009		0.39	030	ㇿ	081		0.21
008	ㇿ	003		0.02	026	イ	014		0.06	030	ㇿ	082		0.04
008	ㇿ	004		0.21	026	ㇿ	004		0.19	030	ㇿ	083		0.4
008	ㇿ	005		0.01	027	ㇿ	027	ㇿ	0.3	030	ㇿ	084		0.15
008	ㇿ	006		0.25	027	ㇿ	027	イ	0.1	030	ㇿ	088		0.06
008	ㇿ	008		0.33	027	ㇿ	028	ㇿ	0.89	030	ㇿ	089		0.3
008	ㇿ	009		0.15	027	ㇿ	028	イ	0.16	030	ㇿ	091		0.51
008	ㇿ	010		0.26	027	ㇿ	028	ㇿ	0.16	030	ㇿ	092		0.75
008	ㇿ	011		0.27	027	ㇿ	031	ㇿ	0.61	030	ㇿ	093	ㇿ	0.09
008	ㇿ	012		0.01	027	ㇿ	031	イ	0.16	030	ㇿ	093	イ	0.08
008	ㇿ	013	ㇿ	0.32	027	ㇿ	034	ㇿ	0.86	030	ㇿ	094	ㇿ	0.28
008	ㇿ	013	イ	0.41	027	ㇿ	034	イ	0.11	030	ㇿ	094	イ	0.17
008	ㇿ	014		0.01	027	ㇿ	038	ㇿ	0.3	030	ㇿ	095		0.01
008	ㇿ	018		0.15	027	ㇿ	038	イ	0.28	030	ㇿ	096		0.35
008	ㇿ	019		0.03	027	ㇿ	038	ㇿ	0.26	030	ㇿ	097		0.02
008	ㇿ	020		2.66	027	ㇿ	038	エ	0.05	030	ㇿ	098		0.16
008	ㇿ	021		0.03	027	ㇿ	038	オ	0.03	030	ㇿ	099		0.05
008	ㇿ	023		0.59	027	ㇿ	039	ㇿ	0.76	030	イ	013	ㇿ	0.22
008	エ	008		0.05	027	ㇿ	039	イ	0.27	030	イ	013	イ	0.1
008	ㇿ	133		0.14	027	ㇿ	040		0.32	030	イ	013	ㇿ	0.09
009	ㇿ	022		0.03	027	ㇿ	041		0.1	030	ㇿ	004		0.34
009	ㇿ	023		0.04	027	ㇿ	042	ㇿ	0.37	030	ㇿ	006	ㇿ	1.03
009	ㇿ	026		0.03	027	ㇿ	042	イ	0.1	030	ㇿ	006	イ	0.29
009	ㇿ	022		0.11	027	ㇿ	058		0.08	030	ㇿ	006	ㇿ	0.1
009	エ	009		0.01	027	ㇿ	071	ㇿ	0.77	030	ㇿ	006	エ	0.4
010	ㇿ	005		0.01	027	ㇿ	071	イ	0.12	030	ㇿ	006	オ	0.09
010	ㇿ	007		0.1	027	ㇿ	072	ㇿ	0.51	030	ㇿ	007		0.08
010	ㇿ	008	ㇿ	0.24	027	ㇿ	072	イ	0.15	030	ㇿ	009	ㇿ	0.75
010	ㇿ	008	イ	0.06	027	ㇿ	072	ㇿ	0.06	030	ㇿ	009	イ	0.08
010	ㇿ	010		0.03	027	ㇿ	073	ㇿ	0.66	030	ㇿ	009	ㇿ	0.2
010	ㇿ	024		0.17	027	ㇿ	073	イ	0.05	030	ㇿ	010	ㇿ	0.48
011	エ	027		0.02	027	ㇿ	073	ㇿ	0.04	030	ㇿ	010	イ	0.24
015	エ	016		0.06	028	イ	002		0.06	030	ㇿ	011	ㇿ	0.98
015	エ	020		0.04	028	イ	003		0.08	030	ㇿ	011	イ	0.09
015	エ	024		0.01	028	イ	007	ㇿ	0.05	030	ㇿ	012		0.22
015	エ	027		0.03	028	イ	007	イ	0.04	030	ㇿ	013		0.1
015	ㇿ	037		0.26	028	イ	009	ㇿ	0.09	030	ㇿ	021		0.04
018	ㇿ	009		1.96	028	イ	009	イ	0.1	030	ㇿ	022		0.37
019	ㇿ	032	ㇿ	3.37	030	ㇿ	001		0.16	030	ㇿ	025		0.17
019	ㇿ	032	イ	0.18	030	ㇿ	003		0.22	030	ㇿ	026		0.57
019	ㇿ	033		0.97	030	ㇿ	009		0.51	030	ㇿ	027		0.35
019	ㇿ	034	イ	0.92	030	ㇿ	010		0.35	030	ㇿ	028		0.64
019	ㇿ	040		0.09	030	ㇿ	011		0.27	030	ㇿ	029		0.25
023	エ	060		0.09	030	ㇿ	012		0.54	030	ㇿ	030		1.08
023	ㇿ	004		0.32	030	ㇿ	013		0.51	030	ㇿ	031	ㇿ	0.31
023	ㇿ	005		0.21	030	ㇿ	019		1.38	030	ㇿ	031	イ	0.06
023	ㇿ	006	A	0.61	030	ㇿ	020		0.08	030	ㇿ	032	ㇿ	0.94
023	ㇿ	006	B		030	ㇿ	022		0.08	030	ㇿ	032	イ	0.05
023	ㇿ	006	C		030	ㇿ	030	ㇿ	0.03	030	ㇿ	033		0.05
023	ㇿ	014		0.02	030	ㇿ	030	イ	0.04	030	ㇿ	037		0.38
023	ㇿ	017		0.07	030	ㇿ	034	ㇿ	0.09	030	ㇿ	042		0.1
024	イ	017		0.17	030	ㇿ	034	イ	0.01	030	ㇿ	046		0.06
026	イ	001		0.21	030	ㇿ	054	ㇿ	0.14	030	ㇿ	048		0.03
026	イ	002		0.16	030	ㇿ	054	イ	0.02	030	ㇿ	049		0.33
026	イ	003		0.16	030	ㇿ	055		0.33	030	ㇿ	050		0.14
026	イ	004		0.16	030	ㇿ	077		0.38	030	ㇿ	051		0.08
026	イ	006		0.23	030	ㇿ	078		0.48	030	ㇿ	052		0.16
026	イ	008		0.13	030	ㇿ	079		0.22	030	ㇿ	053		0.04

別表4 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（菱刈地区続き）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
030	ウ	054		0.06	037	ス	086		0.29	041	イ	033		0.08
030	ウ	057		0.14	037	セ	001		0.13	041	イ	038		0.04
030	ウ	058		0.27	037	セ	008		0.02	041	イ	046		0.02
030	ウ	059		0.25	037	セ	012	ア	0.39	041	イ	048		0.04
030	ウ	060		0.01	037	セ	012	イ	0.11	041	イ	052		0.08
030	ウ	061		0.22	037	セ	013		0.15	041	イ	054		0.05
030	ウ	062		0.01	037	セ	014		0.17	041	イ	059		0.02
030	ウ	063		0.05	037	セ	015		0.02	041	ウ	012		0.03
030	ウ	064		0.22	037	セ	016		0.02	041	エ	001	ア	1.72
030	ウ	065		0.19	037	セ	018		0.02	041	エ	001	イ	0.02
030	エ	001		9.56	037	セ	020		0.25	041	エ	026	ア	0.26
035	ア	055		0.43	037	セ	022		0.09	041	エ	026	イ	0.04
035	ア	056		0.05	037	セ	026		0	041	エ	041		0.11
035	ア	077	イ	0.17	037	ソ	015		0.16	042	イ	009	ア	2.48
035	ア	077	ウ	0.07	037	ソ	017	ア	0.05	042	イ	009	イ	0.21
035	ア	078		1.38	037	ソ	017	イ	0.08	042	イ	019		0.28
035	ア	109		0.01	037	タ	011		0.05	042	イ	020		0.33
035	ア	112		0.44	037	タ	019	ア	0.9	042	イ	022		0.07
035	ア	113		0.33	037	タ	019	イ	0.83	043	ア	001		0.16
035	ア	116		0.46	037	タ	033		0.02	043	ア	002		0.15
035	ア	117		3.26	037	チ	040		0.34	043	ア	005		0.14
035	ア	122		0.12	037	ツ	001		0.19	043	ア	006		0.01
036	ア	001		0.04	038	ウ	020		0.11	043	ア	007		0.04
036	エ	005		0.08	038	ウ	021		0.09	043	ア	008		0.22
036	エ	006		0.15	038	ウ	022		0.08	043	ア	009		0.09
036	エ	009		0.15	038	ウ	023		0.1	043	ア	010		0.12
036	エ	010		0.05	038	オ	007		0.75	043	ア	011		0.05
036	エ	022		0.07	038	ケ	002		0.02	043	イ	001		0.03
037	ア	002		0.11	038	ケ	005		0.05	043	イ	002		0.04
037	ア	003		0.16	038	ケ	006	ア	0.03	043	イ	003		0.08
037	ア	004		0.79	038	ケ	006	イ	0.02	043	イ	004		0.04
037	ア	005		0.04	038	ケ	008		0.08	043	イ	005		0.01
037	ア	009		0.08	038	ケ	013	ア	0.03	043	イ	008		0.05
037	ア	010		0.17	038	ケ	013	イ	0.01	043	イ	009		0.36
037	ア	011		0.34	038	ケ	014	ア	0.05	043	イ	010		0.02
037	ア	012		0.06	038	ケ	014	イ	0.04	043	イ	017		0.06
037	ア	013		0.12	038	ケ	015	ア	0.09	043	イ	018		0.31
037	ア	024		0.27	038	ケ	015	イ	0.01	043	イ	020		0.07
037	ア	027		0.55	038	ケ	016		0.07	043	イ	021		0.21
037	ア	028		0.08	038	ケ	021	ア	0.19	043	イ	022		0.01
037	キ	024	ア	1.02	038	ケ	021	イ	0.07	043	イ	023		0.01
037	キ	024	イ	0.17	039	ケ	008		0.5	043	イ	024		0.2
037	ク	015		0.02	041	ア	002		0.13	043	イ	025		1.18
037	ク	020		0.15	041	ア	003		0.13	043	イ	039		0.01
037	ス	004		1.08	041	ア	004		0.17	043	エ	006		0.45
037	ス	006		0.08	041	ア	006		0.18	043	オ	016		0.25
037	ス	048		0.18	041	ア	007		0.11	043	オ	017		0.34
037	ス	049		0.24	041	ア	008		0.05	043	オ	018		0.09
037	ス	063		0.33	041	ア	009		0.07	043	カ	001		0.46
037	ス	064		0.33	041	ア	067		0.14	043	カ	002		0.05
037	ス	066		0.01	041	ア	070		0.17	043	キ	020		0.15
037	ス	071		0.02	041	ア	071		0.08	043	ク	001		0.48
037	ス	072		0.02	041	ア	072		0.17	043	ク	002		0.05
037	ス	073		0.02	041	ア	073		0.22	043	ク	003		0.07
037	ス	074		0.04	041	イ	002		0.02	043	ケ	020		0.11
037	ス	075		0.02	041	イ	004		0.02	043	ケ	021		0.1
037	ス	077		0.08	041	イ	006		0.02	043	ケ	022		0.08
037	ス	078		0.05	041	イ	008		0.01	043	ケ	023		0.26

別表4 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（菱刈地区続き）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
043	ケ	024		0.15	050	ク	019		0.09	056	ア	019		0.01
043	ケ	028		0.06	050	ク	020		0.13	056	ア	021		0.01
043	ケ	029		0.04	050	ク	026		0.31	056	ア	026		0.04
043	コ	027		0.18	050	ク	042	ア	0.23	056	ア	031		0.02
043	コ	028		0.07	050	ク	042	イ	0.17	056	ア	032		0.02
043	コ	029	ア	0.28	052	キ	034		0.16	056	ウ	042		0.04
043	コ	029	イ	0.23	052	キ	035		0.02	056	ウ	043		0.03
043	コ	030	ア	0.2	052	キ	037		0.06	056	ウ	044		0.02
043	コ	030	イ	0.29	052	キ	039		0.28	056	ウ	045		0.01
044	ア	046		0.06	052	キ	040		0.15	056	ウ	046		0.02
044	ア	047		0.04	052	キ	067		0.21	056	ウ	048		0.01
044	ア	048		0.04	052	キ	068		0.22	056	ウ	050		0.01
044	ア	050		0.11	052	ク	005		0.17	057	イ	002		0.23
044	ウ	002		0.44	052	ク	006		0.09	059	ア	014		3.91
044	ウ	004		0.01	052	ク	008		0.04	059	ア	015		0.03
044	ウ	009		0.09	052	ク	010		0.02	060	ア	030		0.03
044	ウ	013		1.34	052	ク	011		0.07	062	ア	090		0.28
044	ウ	015		0.33	052	ク	012		0.04	062	ア	091		0.19
044	エ	010		0.21	052	ク	023		0.82	063	ア	007		0.31
044	エ	040		0.09	052	ク	037		0.14	063	ア	013		0.12
044	エ	042		0.05	052	ク	038		0.11	063	ア	014		0.05
044	エ	044		0.01	052	ク	039	ア	0.12	063	ア	015		0.07
045	ウ	022	ア	0.38	052	ク	039	イ	0.04	063	ア	016		0.04
045	ウ	022	イ	0.12	052	ク	040		0.02	063	ア	017		0.02
045	オ	016		0.13	052	ク	041		0.03	063	ア	137		0.26
045	オ	020		0.1	052	ク	042		0.17	063	ア	138		0.23
046	ウ	001		0.11	052	ク	043		0.01	063	ア	139		0.14
047	ウ	001		0.37	052	ク	044		0.05	065	ア	005		0.4
048	イ	002		0.02	052	ク	045	A	0.13	065	ア	010		0.73
048	イ	003		0.02	052	ク	045	B		065	ア	016		0.15
048	エ	030		0.08	052	ク	045	C		065	ア	018		0.1
048	エ	031		0.04	052	ク	045	D		065	ア	022		0.1
048	エ	034		0.04	052	ク	046		0.05	065	ア	023		0.1
048	エ	035		0.03	052	ク	047		0.13	065	ア	024		0.05
048	エ	036		0.03	052	ク	048		0.14	065	ア	025		0.16
050	ウ	002		0.77	052	ク	049		0	065	ア	026		0.11
050	オ	002		0.3	052	ク	050	ア	1.3	065	ア	027		0.11
050	オ	004	ア	0.16	052	ク	050	イ	0.03	065	ア	028		0.39
050	オ	006	ア	0.73	052	ク	054		0.03	065	ア	033		0.46
050	オ	006	イ	0.11	052	ク	056		0.15	065	ア	042		0.09
050	オ	007	ア	0.23	052	ク	058		0.01	068	ア	052		0.46
050	オ	007	イ	0.03	053	エ	003		0.13	068	ア	077		0.08
050	オ	009		0.12	053	エ	004		0.1	069	ア	007		0.07
050	オ	013		0.5	053	エ	005		0.15	069	エ	072		0.08
050	オ	014	ア	0.17	053	エ	006	ア	0.08	069	エ	073		0.18
050	オ	014	イ	0.12	053	エ	006	イ	0.02	069	エ	081		0.28
050	オ	015		0.05	053	エ	006	ウ	0.04	070	ア	001		0.16
050	オ	017		0.18	053	エ	007		0.36	070	ア	003		0.07
050	カ	008		0.21	053	エ	015		0.26	070	ア	004		0.18
050	カ	009		0.05	053	エ	016		0.69	070	ア	005		0.01
050	カ	011		0.31	053	エ	020		0.6	070	ア	006		0.08
050	ク	012	ア	0.05	053	エ	021		0.34	070	ア	007		0.66
050	ク	012	イ	0.1	053	エ	024		0.91	070	ア	008		4.99
050	ク	013	ア	0.04	053	オ	018		0.13	070	ア	009		0.76
050	ク	013	イ	0.01	055	ア	029	ア	1.01	070	ア	011		0.37
050	ク	015	イ	0.08	055	ア	029	イ	0.73	070	ア	012		0.05
050	ク	016		0.02	056	ア	011	ア	0.36	070	ア	013		0.36
050	ク	018	イ	0.05	056	ア	011	イ	0.07	070	ア	014		0.12

別表4 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（菱刈地区続き）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
070	7	015		0.06	078	7	003		0.1	081	7	047		0.1
070	7	018		0.46	078	7	004		0.23	081	7	049		0.04
070	7	020		0.6	078	7	005		0.34	081	7	052		0.29
070	7	024		0.09	078	7	006		0.01	081	7	055		0.09
070	7	025		0.03	078	7	007		0.14	081	イ	001		0.2
070	7	026		0.07	078	7	008		0.22	081	イ	002		0.4
070	7	027		0.04	078	7	009		0.18	081	イ	004		0.03
070	7	028		0.46	078	7	010		0.07	081	イ	005		0.11
070	7	029		0.13	078	7	012		2.21	081	イ	006		0.09
070	7	030		0.14	078	7	013		0.24	081	イ	009	7	0.14
070	7	032		0.09	078	7	014		0.08	081	イ	009	イ	0.08
070	7	034		0.15	078	7	015		0.27	081	イ	011	7	0.12
070	7	035		0.01	078	7	016		0.31	081	イ	011	イ	0.16
070	7	044		0.1	078	7	017	7	1.7	081	イ	012		0.07
070	7	046		0.02	078	7	017	イ	1.09	081	イ	015		0.18
070	7	047		0.11	078	7	017	ウ	0.52	081	イ	016	7	0.22
070	7	048		0.29	078	7	018		2.46	081	イ	016	イ	0.18
070	7	051		0.09	078	7	025		0.01	081	イ	017	7	0.19
070	7	052		0.27	078	7	026		0.01	081	イ	017	イ	0.06
070	7	053		0.03	078	7	030		2.82	081	イ	018		0.38
070	7	054		0.15	078	7	034		0.1	081	イ	020		0.08
071	7	003		0.04	078	7	070		0.03	081	イ	021		0.05
071	7	004		0.18	078	7	071		0.28	081	イ	022		0.09
071	7	007		0.37	079	7	004		0.12	081	イ	023		0.01
071	7	008		0.15	079	7	005		0.03	081	イ	024		0.04
071	7	009		0.16	079	7	006		0.02	081	イ	025		0.64
071	7	022		0.51	079	7	009		0.03	081	イ	026		0.02
074	7	027		0.49	079	イ	001		0.03	081	イ	027		0.04
074	7	028		0.94	079	イ	003		0.01	081	イ	028		0.5
074	7	029		0.08	079	イ	024		0.01	081	イ	031		0.08
074	7	030		0.03	079	ウ	001		0.07	081	ウ	047		0.13
074	7	031		0.02	079	ウ	002		0.03	081	ウ	066		0.09
074	7	032		0.06	079	ウ	003		0.09	081	ウ	086		0.11
074	7	042		0.93	079	ウ	066		0.2	081	ウ	095		0.21
074	7	044		0.26	079	エ	006		2.46	081	ウ	097		0.15
074	7	047		0.44	079	エ	133	ウ	1.99	081	ウ	105		0.03
076	イ	046		0.24	079	エ	133	エ	0.1	081	ウ	108		0.04
076	イ	047		0.58	079	エ	136		0.2	081	ウ	113		0.06
076	イ	049		0.02	080	7	057		0.1	082	イ	009		0.03
076	イ	050		0.22	080	イ	020		0.02	082	イ	014		0.01
076	イ	051		1.93	080	イ	029		0.1	082	イ	015		0.04
076	イ	052		0.06	080	イ	030		0.08	082	ウ	085		0.15
076	イ	053		0.01	080	イ	043		0.03	082	ウ	086		0.11
076	イ	054		0.65	080	イ	044		0.11					
076	イ	055		0.11	080	イ	047		0.37					
076	イ	056		0.03	080	イ	048		0.24					
076	イ	057		0.96	080	ウ	009		0.08					
076	イ	060		0.17	080	ウ	010		0.08					
076	イ	061		0.03	080	ウ	013		0.16					
076	ウ	020		3.53	080	ウ	014		0.28					
076	ウ	021		0.19	080	ウ	015		0.01					
076	ウ	022		0.09	080	ウ	016		0.78					
076	ウ	023		0.06	080	ウ	017		1.86					
076	ウ	025		1.25	081	7	001		0.16					
076	ウ	026		0.18	081	7	003		0.09					
077	7	023		29.1	081	7	013		0.04					
078	7	001		0.12	081	7	015		0.04					
078	7	002		0.07	081	7	030		0.05					

別表5 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
単位面積：ha

大口地区

林班	準林班	小班	枝番	面積
032	7	001		3.06
032	7	002	7	0.32
032	7	002	イ	0.47
032	7	029	7	0.1
032	7	029	イ	0.16
032	7	029	ウ	0.06
032	7	029	エ	0.03
032	7	029	オ	0.02
032	7	035		0.1
032	7	036	7	0.1
032	7	036	イ	0.01
032	7	036	ウ	0.02
032	7	038	7	0.75
032	7	038	イ	0.02
032	7	038	ウ	0.19
032	7	038	エ	0.82
032	7	038	オ	2.56
032	7	040	7	0.01
032	7	040	イ	0.04
032	7	040	ウ	0.48
032	7	040	エ	0.67
032	7	040	オ	0.07
035	イ	025		0.29
035	イ	029		0.92
035	イ	030		0.3
035	イ	031		1.1
039	7	004		0.03
118	ウ	012		0.52
118	ウ	015	7	0.02
118	ウ	015	イ	0.05
118	ウ	017		0.07
118	ウ	018		0.38
118	ウ	019		0.05
118	ウ	020		0.33
118	ウ	027		0
118	ウ	028		0.01
135	イ	014		1.52
137	キ	001		2.92
144	イ	019		2.77
144	ウ	004		0.43

菱刈地区

林班	準林班	小班	枝番	面積
064	7	002		1.66
064	7	003		0.2
064	7	005		0.05
064	7	006		0.04
064	7	007		0.21
064	7	008		0.01
064	7	009		0.14
064	7	018		0.09
064	7	021		1.51
064	7	029		0.06
064	7	031		0.15
064	7	033		2.41
066	7	106		4.01

別表 6 公的機関による森林施業を推進すべき森林（大口地区）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
002	ア	014		1.09	097	ア	073	ア	1.2	138	キ	020	ア	3.67
002	ア	015		1	097	ア	073	イ	0.21	138	ク	089		0.53
002	ア	016		0.91	097	ア	074		1.43	138	ク	091		0.33
002	ア	017		0.76	098	ア	035		1.08	138	ク	115		0.7
002	ア	025	ア	2.48	098	イ	008		1.45	138	ク	124		0.12
002	ア	025	イ	0.4	098	イ	010		0.44	138	ク	128		0.24
002	ア	033	ア	0.16	098	イ	032		0.59	138	ク	129		0.19
002	ア	033	イ	0.21	098	イ	045		0.63	139	エ	002		4.9
002	ア	033	ウ	0.17	098	イ	046		0.03	141	ア	015	ア	0.72
002	イ	010		0.48	098	イ	048		0.33	141	エ	005		0.08
002	イ	097		0.7	099	カ	018	ア	0.79	141	エ	013		2.1
002	イ	099		0.15	099	カ	018	イ	0.17	141	エ	015		1.6
002	ウ	002		0.03	099	カ	020		2.11	141	エ	016		2.98
002	ウ	004		0.08	099	カ	033		0.84	148	ア	018		1.03
006	ア	041		0.79	099	カ	034		1.77	148	ア	049		0.13
006	ア	042		0.73	099	カ	035		1.26	148	ア	087		0.09
006	ア	045		1.39	100	ア	017	ア	1.03	148	ア	088		0.11
006	ア	055		0.05	100	ア	017	イ	3.04	148	ウ	014		0.44
006	ア	057		0.31	100	ア	017	ウ	0.18	149	ア	006		0.51
007	ア	019		0.8	100	ア	018	ア	1.05	149	イ	002		1.15
014	ウ	092	ア	2.98	100	ア	018	イ	0.67	149	ウ	012	ア	0.41
014	ウ	092	イ	3.33	100	ア	019		0.2	149	ウ	012	イ	0.78
014	ウ	092	ウ	0.44	100	ア	020		0.08	149	ウ	013		0.16
014	ウ	092	エ	0.37	100	ア	047		0.03	149	ウ	017		1.11
032	ア	069	A	13.2	100	ア	055		0.94	149	ウ	018		0.22
032	ア	069	B		100	ア	064	ア	5.32	150	ウ	024	ア	0.07
039	ア	001	ア	0.26	100	ア	064	イ	1.45	150	ウ	024	イ	1.27
039	ア	001	イ	2.47	100	ウ	001		2.45	150	ウ	024	ウ	0.6
039	ア	001	ウ	1.36	100	ウ	002		1.46	150	エ	012		0.7
058	ア	012		8.12	101	イ	016		0.87	151	イ	057		1.76
059	ア	018	ア	8.13	101	イ	019		0.43	151	イ	061	ア	1.09
059	ア	018	イ	2.3	101	イ	020		0.05	151	イ	061	イ	1.94
059	ア	018	ウ	8.2	102	ア	096		0.2	152	エ	004	ア	1.04
059	ア	018	エ	1.87	102	イ	004		0.53	152	エ	004	イ	0.12
067	イ	004		2.14	102	イ	027	ア	0.93	152	エ	004	ウ	0.33
067	イ	006		4.18	102	イ	027	イ	0.4	153	ウ	024		0.17
068	ア	013	ア	1.04	113	ウ	004	ア	0.57	153	ウ	037		0.52
068	ア	013	イ	4.37	113	ウ	004	イ	0.3	153	ウ	039		0.25
071	ア	001	ア	1.51	113	ウ	004	ウ	0.08	153	ウ	040		0.85
071	ア	001	イ	2.52	113	ウ	004	エ	0.04	154	イ	007	ア	0.05
071	ア	001	ウ	1.01	113	ウ	008	ア	2.23	154	イ	007	イ	1.2
071	ア	001	エ	0.19	113	ウ	008	イ	0.96	154	イ	008		0.68
071	ア	009		4.99	113	ウ	008	ウ	0.53	154	イ	014		0.02
071	イ	026		4.67	113	ウ	008	エ	1.2	154	イ	015	ア	0.06
080	サ	036	ア	0.68	113	ウ	008	オ	0.68	154	イ	015	イ	1.23
080	サ	036	イ	2.78	113	ウ	009		0.57	154	イ	016		0.02
090	ア	001		0.33	113	ウ	011	ア	0.05	154	イ	018		0.04
090	ア	084		0.2	113	ウ	011	イ	0.03	154	イ	019		0.02
092	ア	003	ア	1.63	113	ウ	014		0.05	154	イ	020		0.01
092	ア	003	イ	1.19	114	オ	043		0.61	154	イ	025		0.39
092	ア	003	ウ	0.55	117	ア	090		0.26	154	イ	026		0.02
092	ア	003	エ	1.57	117	ア	105		0.49	156	イ	023		0.29
093	ア	073		1.34	120	ア	054		0.38	156	イ	024		0.48
093	ア	074		1.44	134	ク	036	ア	0.5	156	ウ	015	ア	0.2
097	ア	068		0.45	134	ク	036	イ	1	156	ウ	015	イ	0.36
097	ア	070		0.3	137	カ	011	ア	0.07	156	ウ	016	ア	0.5
097	ア	071		0.23	137	カ	011	イ	0.96	156	ウ	016	イ	0.71
097	ア	072		0.22	138	キ	007	ア	0.45	156	ウ	016	ウ	0.09

別表 6 公的機関による森林施業を推進すべき森林（大口地区続き）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積
156	ウ	026		0.75
156	ウ	044		0.73
158	7	233	A	2.6
158	7	233	B	
158	7	233	C	
158	7	233	E	
158	7	233	F	
158	7	233	G	
158	7	233	H	
158	7	268		2.8
158	7	269		1.75
158	7	275		0.77

別表 6 公的機関による森林施業を推進すべき森林（菱刈地区）

単位面積：ha

林班	準林班	小班	枝番	面積	林班	準林班	小班	枝番	面積
004	ア	053		0.72	071	ア	088		5.93
005	ア	024		1.52	071	ア	090		1.38
006	ア	010		3.02	076	イ	041		0.76
006	ア	031		0.87	076	イ	059		0.87
007	ア	068		0.5	076	イ	134		0.02
007	ア	069		0.59	076	イ	140		0.25
007	ア	070		0.65	076	イ	141		1.3
007	ア	071		0.7					
007	ア	072		0.43					
007	ア	076		0.31					
007	ア	091		7.21					
012	エ	012		1.53					
015	ケ	007		0.7					
015	ケ	009		1.38					
015	ケ	010		0.21					
015	ケ	026		1.05					
019	ア	034	ア	11.9					
021	ア	001		0.1					
021	ア	002	ア	0.68					
021	ア	002	イ	1.64					
021	ア	002	ウ	0.07					
021	ア	004	ア	0.07					
021	ア	004	イ	0.2					
021	ア	005		0.11					
023	エ	074		0.09					
023	エ	075		0.21					
023	エ	076		0.43					
023	エ	077		0.55					
023	エ	084		0.03					
024	ア	017		2.21					
025	イ	019		1.28					
026	イ	010		0.53					
027	ウ	012		5.09					
027	ウ	017		0.4					
027	ウ	030	ア	1.05					
027	ウ	030	イ	0.02					
027	ウ	032		0.84					
027	ウ	037	ア	1.02					
027	ウ	037	イ	0.02					
028	ア	006		0.52					
028	イ	011		0.92					
028	ウ	011		0.73					
028	ウ	012		0.15					
028	ウ	015		0.31					
028	ウ	018		0.03					
028	ウ	019		0.44					
028	ウ	020		0.08					
028	ウ	027		0.46					
029	ア	036		0.64					
029	イ	006	ア	4.53					
029	イ	006	イ	0.14					
029	イ	006	ウ	0.5					
029	イ	017		0.29					
030	エ	039		5.68					
031	ア	058		0.67					
031	ア	059		0.68					
031	ア	066		0.58					
046	エ	012		0.65					

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

市、県、林業事業体等が連携し、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図り、森林経営委託への転換、森林施業の共同化、林業に従事する者の育成・確保、林業機械の導入、林産物の利用促進のための施設整備については、次のとおり計画的かつ総合的に推進するものとする。

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

伊佐市において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたって、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。このため、特に、森林経営に消極的な森林所有者や不在村森林所有者等に対し、森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲ある林業経営体への森林施業・経営等の長期委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を図るため、市、林業事業体等が連携して、森林経営に消極的な森林所有者に対し、森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業経営体等への施業等の長期委託を進め、森林経営の委託への転換を図るものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用等を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るものとする。

さらに、森林経営の受委託等が円滑に進むよう、森林組合などの林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進するものとする。

併せて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の活用を促進し、面的な集約化を進める。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申し出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者自らが経営管理を行えない森林を対象に森林経営管理制度を活用し、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮を目指すこととする。

森林経営管理制度の取り組みについては、各種の森林所有者情報を参考にしながら、15年程度を目途として森林の現況調査や経営管理意向調査を行い、経営管理権集積計画を作成する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた施業の方法等との整合を図り、森林整備等に取り組むこととする。

5 その他必要な事項

森林組合などの林業事業体の中で「意欲と実行力のあるもの」が森林経営の主体となりうるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画作りの段階でのイコールフットィング（条件の同一化）を図るために必要な森林情報を公平に提供する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

零細な森林所有者が大半を占める伊佐市において、個人で伐採、造林、保育、間伐等の森林施業や路網の維持管理等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であることから、施業の共同化を助長し、合理的な森林経営を推進する必要がある。このようなことから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市・林業事業体・県・森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備し、地域単位での森林施業の共同化を図ることとする。

また、同一区域内の森林経営計画の認定請求者間で森林施業や路網の整備等に関して、相互に連携、協力することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市、林業事業体、県、森林所有者等の関係者が合意形成及び国有林との連携に努めるとともに、施業実施協定や森林経営計画の活用等により、森林施業の共同実施、作業路網の整備・維持管理、林業機械の導入を計画的かつ効率的に行い、森林施業の実行を確保する。

また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、森林の機能・管理の重要性についての普及啓発を図り、森林施業の共同化への参画意欲の拡大を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

ウ 共同施業実施者の一人が（ア）又は（イ）により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

路網については、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等にも資する面も有することから、計画的な整備を促進することとする。また、整備に当たっては、コスト縮減を図りつつ、周辺環境との調和を図ることとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図ることとする。その際、地形、地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、路網と林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入するものとする。

特に、公有林、森林整備公社有林等の分収林、大規模森林所有者有林、森林所有者との長期の施業の委託により施業の集約化・共同化を行い面的なまとまりを持った森林であって、緩～中傾斜の森林においては、路網整備と併せた効率的な森林施業を推進することとする。

なお、作業システムの効果的な運用に必要な路網密度の水準の目安については下表のとおりとする。このうち、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	30～40	80～210	110～250
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	23～34	62～166	85～200
	架線系作業システム	23～34	2～41	25～75
急傾斜地(30° ～35°)	車両系作業システム	16～26	44～124	60<50>～150
	架線系作業システム	16～26	4～24	20<15>～50
急 峻 地(35° ～)	架線系作業システム	5～15	—	5～15

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道等の既設路網や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定する。なお、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	林班	備考
伊佐市大口山野	39	三日月線	200	1	26	
伊佐市大口平出水	89	中野線	300	2	9	
伊佐市大口山野	157	押野々線	200	3	27・29	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網については、原則として、不特定多数の者が利用する一般車両の走行を想定した「林道」及び特定の者が森林施業のために利用する森林施業用の車両の走行を想定した「林業専用道」に区分する。林業専用道の整備にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため地形、地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、概ね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとする。

なお、詳細については、「適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）」、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）」を基本とし、「鹿児島県林業専用道作設指針（環境林務部 令和3年4月）」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、下表のとおりとする。

単位 延長：m 面積：ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (字・林班等)	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	うち前 半5年	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	大口地区	三日月	200	39		1	
開設	自動車道	林道	大口地区	中野	300	89		2	
開設	自動車道	林道	大口地区	押野々	200	157		3	
開設計	自動車道			3路線	700	285			
拡張	自動車道(改良)	林道	大口地区	青木山ノ口	2,000m/1箇所	1,113		4	
拡張	自動車道(改良)	林道	大口地区	白木	3,724m/1箇所	118		5	
拡張	自動車道(改良)	林道	大口地区	北平	2,628m/1箇所	284		6	
拡張	自動車道(改良)	林道	菱刈地区	黒園	2,000m/1箇所	298		7	
拡張計	自動車道(改良)			4路線	10,352m/4箇所	1,813			
拡張	自動車道(舗装)	林道	大口地区	篠原	2,000	73		8	
拡張	自動車道(舗装)	林道	大口地区	北平	2,095	284		6	

単位 延長：m 面積：ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (字 林班等)	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	うち前 半5年	対図 番号	備考
拡張	自動車道(舗装)	林道	大口地区	松ノ口	1,901	71		9	
拡張	自動車道(舗装)	林道	大口地区	高山	1,140	11		10	
拡張	自動車道(舗装)	林道	菱刈地区	東市山	2,006	34		11	
拡張	自動車道(舗装)	林道	菱刈地区	名折	1,160	89		12	
拡張	自動車道(舗装)	林道	菱刈地区	柳野	2,168	119		13	
拡張	自動車道(舗装)	林道	菱刈地区	小路新川	1,260	31		14	
拡張	自動車道(舗装)	林道	菱刈地区	野ミ田	2,666	160	○	15	
拡張	自動車道(舗装)	林道	菱刈地区	白坂	2,424	55		16	
拡張	自動車道(舗装)	林道	菱刈地区	津波木段	3,562	68		17	
拡張計	自動車道(舗装)			11 路線	22,382	995			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

（２） 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

細部路網については、原則として、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分する。

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えうるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、既設林道等も踏まえながら森林内での作業の効率性が最大となるよう配置することとする。

また、地形、地質、気象条件はもとより、水系や地下構造の資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息、生育の状況なども考慮する。

さらに、森林作業道オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとする。なお、詳細については、「森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）」を基本とし、「鹿児島県森林作業道作設指針（環境林務部 令和4年4月）」に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づき、継続的に森林作業道が利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

林道と施業対象地を有機的に接続し、保育、間伐などの集約的な施業を確保するために作業路の整備を促進することとし、また、所有規模が小さく、一体的な施業の実施が期待される地域にあつては、森林所有者などが共同して作業路等を開設、利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努めることとする。

そのために必要な山土場、機材管理施設等の必要な施設の整備を推進し、作業の効率化及び施設コストの低減に努めることとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業の担い手の育成については、地域の活性化や適正な森林整備の推進を図る上で重要な課題であり、林業就業者の高齢化や減少傾向が続くなど、林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。このため、市・林業事業体・県・地元農林高校等の関係者が連携しながら、引き続き、林業労働者・林業後継者の育成に努めるとともに、雇用の場である林業事業体についての体質強化に向けた取り組みを積極的に推進する。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

林業事業体への施業委託の推進や施業の集約化等に伴う事業量の安定的確保により雇用の安定化、長期化を図るとともに、各種社会保険への加入の促進等により就労条件の向上に努める。また、林業労働者に対する各種研修会、林業技術講習会等の受講を促進し、技術の向上や労働災害の軽減を図るとともに、各種資格取得のための支援を行う。

イ 林業後継者の育成

後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営による生産振興を図る。また、森林所有者や一般市民等を対象に行う林業体験等への取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していく。さらに、各種林業補助施策の導入について積極的に検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図る。

(3) 林業事業体の体質強化方策

伊佐市では、これまで関係機関等が一体となって、事業体の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも、ICTを活用した生産管理手法の導入や施業の集約化等による事業量の安定的確保、生産性の向上につながる高性能林業機械等の導入及び活用、路網整備等諸施策を推進し、林業事業体の経営基盤の強化を図ることとする。

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定林業事業体は5事業体（令和5年度末現在）あり、（公財）鹿児島県林業担い手育成基金（鹿児島県林業労働力確保支援センター）との連携による林業事業体の事業の合理化や雇用の改善等に必要な支援を行うこととする。

本市には「伊佐森林組合」があり、今後も森林経営計画の作成及び着実な実行により経営基盤の安定を図り、施業の集約化等に携わる職員の資質向上を促進するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

伊佐市の人工林における年齢構成は、本格的な利用期を迎えている。しかし、現在の林家の経営規模は零細で、かつ、林道等の基盤整備も十分でないことから、機械化の遅れが顕著であり、そのことが生産性の向上を阻害している一因となっている。また、生産性の向上、労働強度の軽減及び

生産コストの低下を図るため、林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した林業機械の導入は重要な課題である。

今後も、林道・林業専用道等路網の整備を図りつつ、地形や作業システムに応じた高性能林業機械の導入あるいは林業労働力確保支援センターが斡旋している高性能林業機械の活用を引き続き推進する。さらに現地における検討会、先進地研修における研修等を開催しオペレーターの養成も併せて行う。

【高性能林業機械を主体とした作業システムの例】

区 分	作 業 システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運 搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～ 200	30～ 75	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～	40～ 100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	300	100～ 300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～	50～ 125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	500	150～ 500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急 峻 地 (35° ～)	架線系	500～ 1500	500～ 1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

- 注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

伊佐市における素材の生産流通・加工については、柱材中心の製材工場7箇所があるが、いずれも小規模零細である。今後は、市内に建設される公共施設、一般住宅等の木造化を推進し木材需要拡大を図る観点から、素材の安定供給体制の整備と製材工場間の連携を深め地元材の有効利用を目指した地材地建の取り組みの強化を図る。また、特用林産物については、比較的小規模経営であっても毎年安定した収入が得られるようタケノコ、しいたけ、枝物及び自然薯等の生産を推進していくとともに、今後は、利用、販路の拡大に努め生産振興を図る。木材の流通、販路施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販路施設の整備計画は下表のとおりである。

【林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画】

施設の種類	現状			計画			備考
	位置	規模 ㎡/kg	対 図 番 号	位置	規模 ㎡/kg	対 図 番 号	
製 材 所	山 野	3,000 ㎡	△ ₁				現状維持
	小木原	3,000 ㎡	△ ₂				現状維持
	小木原	3,000 ㎡	△ ₃				現状維持
	下 殿	2,730 ㎡	△ ₄				現状維持
	田 中	3,790 ㎡	△ ₅				現状維持
	川 南	2,467 ㎡	△ ₆				現状維持
特用林産販売施設	里	10 ㎡	△ ₇				現状維持
木 炭 加 工 施 設	下 殿	50 ㎡	△ ₈				現状維持
木質燃料生産施設	田 中	8,012 ㎡	△ ₉				現状維持

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林等について、その被害の状況や生息状況を把握できる全国共通のデータ等を活用し、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表 7 により定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣による森林被害の防止又は軽減を図るため、「第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画」（平成 29 年 4 月鹿児島県環境林務部自然保護課策定）や伊佐市鳥獣被害防止計画（平成 30 年 4 月伊佐市）等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握と、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。併せて、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。また、広域一斉捕獲等国や地方自治体等の関係機関と連携した被害対策に取り組む。

別表 7

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	大口地区 1～158 林班	14,919.93
	菱刈地区 1～85 林班	

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、森林被害のモニタリングを推進するとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害の森林被害に対応する抵抗性の高い森林整備に努める。また、森林病虫害等の被害の早期発見及び早期駆除に努めるとともに、特に、松くい虫の被害については適確な防除の推進を図り、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を市長が行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、市、県、林業事業体、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法

野生鳥獣（シカ以外）による森林被害を受けた場合は、「第二種特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（平成29年4月鹿児島県環境林務部自然保護課策定）」、伊佐市鳥獣被害防止計画（平成30年4月策定）等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図るとともに、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。

併せて、野生鳥獣との共存を図る観点からも、立地条件を踏まえながら、伐採跡地への広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹の混交林化などの森林整備を促進するとともに、林業採算性の低い森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、林野火災防止の普及啓発並びに森林法等に基づく制限林の巡視を重点的に行うとともに、保護標識、防火線、防火樹林帯等の整備を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「伊佐市火入れに関する条例（平成20年11月1日伊佐市条例第165号）」によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林について、下表のとおりとする。

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

(2) その他

森林所有者等による日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域。

(3) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定める。

区 域 名		林 班	区域面積(ha)	備考(大字等)
大口	大口北部	001～036	2, 729. 20	刈辺・平出水・山野・小木原・小川内
	大口東部	037～085	3, 214. 98	牛尾・木ノ氏・篠原・大田・篠原・青木・原田・目丸・里
	大口西部	086～130	2, 862. 22	鳥巢・白木・下殿・金波田・大島・堂崎・川岩瀬・宮人・田代
	大口南部	131～158	1, 814. 24	曾木・針持
菱刈	菱刈	001～085	4, 299. 29	市山・田中・重留・徳辺・前目・川北・重留・花北・下手・川南・南浦・荒田
計			14, 919. 93	

2 生活環境の整備に関する事項

都市からのUJIターン者などが地域に定住するために必要な体験型の生活環境施設を通じて山林地域の定住を促進する。

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備考
移住体験住宅施設	菱刈重留	35坪	①	2棟
移住体験住宅施設	菱刈川北	35坪	②	2棟

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市で実施する森林整備事業や林道整備事業で森林整備に関する住民の理解と、県、市のほか各種団体が開催する各種イベントやボランティア活動を促進し地域振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の緑の少年団や小・中学生をはじめとする青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、森林・林業体験を各コミュニティ協議会活動プログラムとして働きかける等森林づくりへの直接参加を促す。さらに、市のイベント開催等において、関係者が一体となって、森林・林業・木材に関するPRを行い、訪れる人々に森林整備の必要性や木の良さの啓発活動を実施する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本市の南部を貫流する川内川は、下流域の水源として重要な役割を果たしている。下流域の住民との連携による森林整備や自然体験学習等を働きかけるとともに、森林づくりへの直接参加の要望がある場合には、施業実施場所の選定、森林所有者等に対する説明を行うなど斡旋活動にも積極的に取り組む。

(3) その他

近年、森林ボランティア団体やNPO法人などを中心に森林づくりへの参加の気運が高まってきている。伊佐市においても、森林作業体験や林業に対する支援について、斡旋依頼があった場合は、場所の選定や森林所有者の紹介など支援することとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林環境譲与税を活用し、適切な森林管理を図るため、森林所有者の意向調査や森林整備等を実施する。また、本計画期間内に市町村森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当な森林の区域、作業種及び面積については、今後定めていくこととしている。

区域	作業種	面積	備考
—			

7 その他必要な事項

(1) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

過去に山地災害のあった森林及び危険箇所等については、治山対策において管理をしていく。また、水源地上流の森林についての伐採は、再造林を前提において最小限にとどめるよう努めることとする。

(2) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

水系に隣接する林分は将来的に広葉樹林化を促進する等、土壌の再生・活性化に向けた整備を図る。また、土砂流出の恐れがある林分に対しても同様の取り組みにより整備していく。

(3) 公有林の整備に関する事項

市有林の持つ公益的機能の維持増進を図り森林資源を有効に利活用するため、市内に本社事務所を置く認定林業事業体からの申出に基づく「森林経営委託」による方法を導入し、公有林を核とした森林整備を進めることとする。

(4) 制限に従った森林施業の方法

保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って森林施業を実施するものとする。

(5) 放置竹林等の整備

放置竹林の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となっている。拡大した放置竹林では、森林が有する水源かん養・県土保全、生物多様性保全等の公益的機能の低下や里山の景観が損なわれることなどが懸念されている。このようなことから、タケノコ生産林においては、「鹿児島県特用林産振興基本計画」（平成 30 年 3 月鹿児島県林務水産部作成）」に基づく整備を推進することとし、それ以外の放置竹林については、森林の公益的機能の発揮等勘案し、適正な竹林の整備、管理を呼びかけることとする。

(6) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等林業事業体との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(7) その他諸課題への対応に関する事項

市内の広大な森林を、長期間にわたり継続的に維持管理していくためには、いろいろな分野で技術的に支えていく人材が必要になる。現在、伊佐市においては、主伐の増加、有害鳥獣被害の増加、機械化の推進、業務従事者の確保・育成等の課題が顕在化している。これらの課題に対して、今後も、市、県、森林管理署、林業事業体、フォレスター、指導林家など、地域の森林及び林業に精通した者等による協議の場を設け、情報の共有化を図り、意見交換を行いながら課題の解決に努める。

附属資料

1 市町村森林整備計画概要図

(1) 縮尺 2 万 5 千分の 1 の地形図等をもとに作成する。

(「市町村森林整備計画概要図作成要領」に基づく。)

①市町村界

②旧市町村界

③土地利用（民有林（公有林）、国有林、農地）

④森林資源状況（人工林、天然林）

⑤植栽によらなければ適確な更新が困難な森林（該当なし）

⑥公益的機能別施業森林

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(5) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（該当なし）

(6) 公的機関による森林施業を推進すべき森林

(7) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

⑦鳥獣害防止森林区域

⑧保健機能森林区域（該当なし）

⑨保安林

⑩路網整備等推進区域

⑪道路

(1) 林道（既設）

(2) 林道（開設予定線）

⑫計画期間内に間伐を実施する必要がある森林（該当なし）

⑬その他必要な事項

2 参考資料

※統計資料等の附属資料は別紙のとおり

2 参考資料
(1)人口及び就業構造
①年齢層別人口動態

		総 計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	29,304	13,392	15,912	3,431	1,733	1,698	3,079	1,491	1,588	4,112	2,017	2,095	8,249	4,104	4,145	10,433	4,047	6,386
	平成27年	26,810	12,344	14,466	2,974	1,545	1,429	2,447	1,196	1,251	3,756	1,869	1,887	7,086	3,468	3,618	10,547	4,266	6,281
	令和2年	24,453	11,327	13,126	2,755	1,427	1,328	2,075	1,044	1,031	3,325	1,648	1,677	6,125	2,979	3,146	10,173	4,229	5,944
構成比 (%)	平成22年	(100.0)	45.7	54.3	11.7	5.9	5.8	10.5	5.1	5.4	14.0	6.9	7.1	28.1	14.0	14.1	35.6	13.8	21.8
	平成27年	(100.0)	46.0	54.0	11.1	12.5	9.9	9.1	9.7	8.6	14.0	15.1	13.0	26.4	28.1	25.0	39.3	34.6	43.4
	令和2年	(100.0)	46.3	53.7	11.3	5.8	5.4	8.5	4.3	4.2	13.6	6.7	6.9	25.0	12.2	12.9	41.6	17.3	24.3

(注) 1. 資料は国勢調査とする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
3. 総数の計の()内には各年次の比率を記入する。

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第 1 次 産 業						第2次産業		第3次産業		分類不能			
			農業		林業		漁業								小計	
実数 (人)	平成22年	13,388		2,382		146		8		2,536		3,156		7,503		193
	平成27年	12,391		2,096		126		9		2,231		2,981		7,124		55
	令和2年	11,657		1,840		133		7		1,980		2,822		6,798		57
構成比 (%)	平成22年	100.0		17.8		1.1		0.1		18.9		23.6		56.0		1.4
	平成27年	100.0		16.9		1.0		0.1		18.0		24.1		57.5		0.4
	令和2年	100.0		15.8		1.1		0.1		17.0		24.2		58.3		0.5

(注) 1. 資料は国勢調査とする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2)土地利用

	年次	総土地 面積	耕 地 面 積								林 野 面 積						その他面積	
			計		田		畑		樹園地		計		森林		原野			
実数 (ha)	平成22年	39,236		4,021		3,273		694		54		35,215		27,829		38		7,348
	平成27年	3,705		3,705		3,216		458		31								
	令和2年	3,465		3,465		3,039		388		38								
構成比 (%)	平成22年	－		10.25		8.3		1.8		0.1		71.0		70.9		0.1		0.00
	平成27年	－		100.00		86.8		12.4		0.8								
	令和2年	－		100.00		87.71		11.20		1.10								

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。
4. 1970年世界農林業センサス林業地域調査の「森林以外(野草地)」は「原野」として取扱うこととする。
5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年 次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
平成2年	41	12	0	0	0	25	4
平成12年	69	25	0	2	0	38	4
平成26年	98	5	0	1	0	0	92

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

所 有 形 態		総 面 積		立木地			その他	人工林率 (B/A) %
		面積(A) ha	比率%	計ha	人工林(B) ha	天然林ha		
総 数		27,749	100.0%	26,063	18,926	7,136	1,686	72.6%
国 有 林		12,829	46.2%	12,245	8,693	3,552	584	71.0%
公 有 林	計	1,507	5.4%	1,474	1,314	160	32	89.2%
	都道府県有林	199	0.7%	199	196	3	0	98.4%
	市町村有林	1,307	4.7%	1,275	1,119	157	32	87.7%
	財産区有林	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%
私 有 林		13,413	48.3%	12,343	8,919	3,425	1,070	72.3%

(注) 1. 国有林については、森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。
4. 四捨五入の関係で合計と内訳の計は一致しない場合がある。

②在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 面 積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	昭和55年	11,651	10,313	1,338	384	954
	平成2年	11,742	11,070	672	550	122
	平成12年	11,830	9,850	1,980	1,010	970
構成比 (%)	昭和55年	100.0	88.5	11.5	3.3	8.2
	平成2年	100.0	94.3	5.7	4.7	1.0
	平成12年	100.0	83.3	16.7	8.5	8.2

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
3. 構成比()は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③民有林の齢級別面積 単位 面積:ha

区分	齢級別 総 数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	13,819	217	409	133	239	265	277	274	417	804	1,362	9,423
人工林計	10,235	217	287	46	138	116	210	209	349	709	1,244	6,711
主要樹別面積												
	スギ	2,277	175	254	25	55	29	32	51	80	199	196
	ヒノキ	7,718	29	23	6	55	68	153	130	225	494	1,038
	マツ	0										
	クヌギ	178	6	6	14	22	12	17	23	41	15	8
	その他	62	7	4	1	7	7	7	5	2	1	2
天然林 (備考)	3,585	0	122	87	101	149	68	65	68	95	118	2,712

(注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として記入する。

④保有山林面積規模別林業経営体数

面積規模	林家数				
～3ha	4	10～20ha		4	50～100ha
3～5ha	3	20～30ha		-	100～500ha
5～10ha	5	30～50ha		2	500ha以上
					総 数

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の状況
(7) 基幹路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備 考
基幹路網(国有林)	67	168.393	
うち林業専用道	9	12.319	
基幹路網(民有林)	47	132.944	
うち林業専用道			

(1) 細部路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道 (国有林)	13	9.819	
森林作業道 (民有林)	15	10.093	

注)⑤の2表については、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日14林整整第580号林野庁整備課長通知)5の(3)、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について(平成21年5月29日21林整計第87号林野庁長官通知)第6の2、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領の運用について(平成20年3月31日19林政経第307号林野庁長官通知)第5の2及び森林環境保全整備事業実施要領の運用の一部改正について(平成23年5月17日23林整整第101号林野庁整備課長通知)により廃止された造林作業道実施基準例の送付について(昭和57年6月4日57-12林野庁造林課長通知)に基づき作成された管理台帳等に登載された路線等を記載することとする。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
-	-	-

- (注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額 (単位:百万円)

総生産額 (A)		102,867	(注)
内 訳	第1次産業	7,904	
	うち林業 (B)	505	
	第2次産業	41,016	
	うち木材・木製品製造業 (C)		
	第3次産業	53,947	
B+C/A		0%	

都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。

(注) 1. 最近年の統計いさの「産業別市内総生産」による。

②製造業の事務所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業 (A)	36	1,656	X
うち木材・木製品製造業 (B)	7	66	X
B/A	19.4%	3.99%	X %

- (注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。
2. 製造業には、林業が含まれない。
3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	組合・事業者数	就 業 者 数		備 考
		うち	作業員数	
森 林 組 合	1	18	7	(名称:伊佐森林組合)
生産森林組合				
素 材 生 産 業	4	45	37	(伊佐森林組合は二重計上となるため除く)
製 材 業	5	40	32	各製材所
森 林 管 理 署	1	4	0	(北薩森林管理署 大口事務所外)
合 計	11	107	76	

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集 材 機	6			6			
モノケープル	0						ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	0						無線操縦による木寄機
自 走 式 搬 器	0						リモコン操作による巻き上げ搬器
運 材 車	4		1	3			林内作業車
ホイールトラクタ	0						主として索引式集材用
動 力 枝 打 機	0						自動木登式
ト ラ ッ ク	10		1	9			主として運材用のトラック
グラップルクレーン	0						グラップル式のクレーン
グラップルレーキ	1			1			グラップル式のレーキ
バケットグラップル	16		2	14			バケット機能とグラップル機能を併せ持つ路網開設用
グラップル	13			13			その他グラップル
計	50	0	4	46	0	0	
(高性能機械)							
フェラーバンチャー	0						伐倒、木揃用の自走式
スキ ッ ダ	4			4			索引式集材車両
プロセッサ・グラップルソー	5		1	4			枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	3			3			伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フ ォ ワ ー ダ	15		2	13			積載式集材車両
スイングヤーダ	4			4			簡易索張方式に対応し、旋回可能なブームを装備する素材機械
ザウルスロボ	9		1	8			作業路開設用機械
タワ ー ヤ ー ダ	0						タワー付き集材機
計	40	0	4	36	0	0	

(注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。
2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種 類	素 材	チップ	しいたけ		たけのこ	ぎんなん	自然薯	木酢液	木炭
			生	乾					
生 産 量	m3	m3	kg	kg	kg	kg	kg	リットル	kg
	25,553	27,666	63,500	890	127,200	770	6,000	29,900	257,000
生 産 額(百万円)	—	—	57	3	37	1	6	5	51

(注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) その他必要なもの
該当なし